

# 入 札 説 明 書

件 名

**泡原液搬送車製造請負**

仙 台 市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 公告日 令和元年6月6日

## 2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長

## 3 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 泡原液搬送車製造請負 1台
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別添仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和2年3月27日

## 4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。また、当該資格において営業種目を「大型・特殊車」で申請している者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。

## 5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4(1)の認定を受けていない者も次に従い申請書類を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4(1)以外の事項を満たしているときは、開札の時において4(1)に

掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時に於いて4(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類：① 一般競争入札参加申請書

(添付書類)

② メンテナンス体制証明書(別紙1-1, 1-2。なお、事前に、消防局総務部管理課に提出し、確認を受けたものを提出すること。)

③ 同等品申請書兼承認書(別紙2。ただし、同等品での入札参加を希望する場合のみ提出すること。また、事前に、消防局総務部管理課に申請し、承認を受けたものを提出すること。)

イ 提出期間：令和元年6月6日から令和元年6月21日まで(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、令和元年6月21日を受領期限とする。)

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号  
仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

(2) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は令和元年7月2日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。

(3) 上記(2)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届(任意様式)を上記(1)ウの場所に提出すること。

## 6 平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者等の手続き

(1) 本入札の参加希望者で、4(1)に掲げる平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：令和元年6月6日から令和元年6月14日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：持参すること(郵送その他の方法による提出は認めない)。

(2) 平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。

(3) 4(1)に掲げる平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者で、4(1)に掲げる営業種目の申請をしていない者は、営業種目の追加を行うことができる。営業種目の追加を行う者は、5(1)に掲げる入札参加申請書等の提出に併せて、「入札参加資格登録事項変更届(様式第10号)」を提出すること(「変更事項」欄に「種目の追加」と記入し、「変更

後」欄に追加する営業種目名を記入すること。なお、営業に関し、法令上の許可・登録を必要とする業種の場合は許可（登録）証明書の写しを添付すること。なお、当該変更届の様式を掲載しているホームページのアドレスは次のとおり。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/henko.html>

## 7 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。
  - ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）
  - イ 提出期間：5(1)イに同じ。
  - ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。
  - エ 提出方法：5(1)エに同じ。
- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、令和元年7月5日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

## 8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和元年7月19日 16時00分  
ただし、郵便による入札書の受領期限は令和元年7月18日とする。
- (2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号  
仙台市財政局財政部契約課入札室  
ただし、郵便による入札書の宛て先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること（住所は上記に同じ）。  
なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-214-8124）。

## 9 入札保証金及び契約保証金

- (1)入札保証金：免除
- (2)契約保証金：免除

## 10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**一般競争**

入札参加資格認定通知書（５の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。

- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
  - ア 件名（泡原液搬送車製造請負）
  - イ 入札金額（総額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額抜き））
  - ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）
  - エ 宛て先（「仙台市長」と記入すること。）
  - オ 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）
  - カ 入札者氏名及び押印（押印は、外国人にあつては、署名をもって代えることができる。）
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、８(1)に示した日時に、８(2)に示した場所において提出しなければならない。

郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、８(1)に示した受領期限までに、８(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。
- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約予定金額）とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。なお、契約金額については、「17-2 消費税及び地方消費税額の取扱い」を併せて参照すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (16) 入札参加者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。

- (18) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

## 11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 12 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を

落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (4) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

### 13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

### 14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

### 15 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

### 16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から5日（その期間中に仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項に規定する休日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書の取交わしを行うものとする。ただし、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて本市が別に定めた期日までとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

### 17-1 支払いの条件

別添契約書案による。

## 17-2 消費税及び地方消費税額の取扱い

令和元年10月1日に予定される消費税及び地方消費税の合計税率10%（以下、「新消費税率」という。）への引き上げに伴い本契約に係る消費税及び地方消費税額の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 契約締結時における契約金額は、入札金額に、予定税率10%を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (2) 後日、新たな経過措置、法改正等により税率の引き上げが実施されなかった場合は、変更契約により金額の変更を行う。

## 18 契約条項

別添契約書案，規則及び特例規則による。

## 19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書，契約書案，仕様書，図面，質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。

## 留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

### 1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書
- メンテナンス体制証明書（別紙1-1，1-2。なお，事前に消防局総務部管理課に提出し，確認を受けたものを提出すること。）
- 同等品申請書兼承認書（別紙2。ただし，同等品での入札参加を希望する場合のみ提出すること。また，事前に消防局総務部管理課に申請し，承認を受けたものを提出すること。）

### 2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの  
（免許証・パスポート，会社発行の写真入り身分証明書等。ただし，原本に限る。写真付名刺，健康保険証は不可。）
- 代理人が入札する場合は，委任状（本市様式に限る。）
- 入札書（本市様式に限る。）
- 入札用封筒
- 再度入札等に使用する印

# 一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛て先) 仙 台 市 長

申請人住所

商号又は名称

氏 名

印

電 話 番 号

物品等又は特定

役務の名称 (件名)

---

上記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、申請します。

なお、本申請書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

連絡先 担当者氏名

電 話 番 号

E-mail :

(注) 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時（登録時）において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請してください。



## メンテナンス体制証明書

[泡原液搬送車製造請負]

1 当該車両のメンテナンスが行える整備工場（整備拠点でも可能）

(1) 最寄りの整備工場（整備拠点の）名称及び所在地（電話番号を含む）

(2) 入札希望者との関係

(3) 整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）及び担当者名

(4) 点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1日以内で対応いたします。

2 部品供給体制

(1) 部品供給の総括窓口及び担当者名（電話番号を含む）

(2) 供給系統（フローチャート図）

[別紙 1 - 2]

3 技術員の派遣体制

(1) 最寄りの整備工場の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 修理依頼から現地到着までの所要日数は、1日以内で対応いたします。

(2) メーカーの技術員の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 修理依頼から現地到着までの所要日数は、2日以内で対応いたします。

上記のとおり証明いたします。

年 月 日

(あて先) 仙台市長

競争入札参加希望者 住 所

会 社 名

代表者名

㊟

年 月 日

上記について確認しました。

仙台市消防局総務部管理課長 庄司 泰久 ㊟

## 同等品申請書兼承認書

[泡原液搬送車製造請負]

( / 枚)

No.	品名(材料)	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

㊟

※ 上記の申請品を同等品として承認いたします。

年 月 日

仙台市消防局総務部管理課長 庄司 泰久 ㊟

# 入 札 書

件名

\_\_\_\_\_

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧  
のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

\_\_\_\_\_年 月 日

(宛て先)

\_\_\_\_\_ 様

会社（商店）名

\_\_\_\_\_

入 札 者 氏 名

印

\_\_\_\_\_

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(本人の場合)

# 入札書



※本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時(登録時)において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印  
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○業務委託

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額			¥	1	2	3	4	5	0	0	0

注：入札金額は契約希望金額から消費税(相当)額を除いた金額

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和 ○ 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

競争入札参加資格審査申請時(登録時)において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

※支店長が入札を行う場合は、支店名も記載すること。

会社(商店)名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 代表取締役 ○○ ○○○



※支店長が入札を行う場合は、「支店長 ○○ ○○」等とすること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(代理人の場合)

# 入札書

※本人から委任を受けた者(担当者等)が入札を行う場合。

印

捨印  
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○○業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和 ○ 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

本人から委任を受けた者(担当者等)の印を使用すること。なお、入札時に提出する委任状の「使用印鑑」欄に押印した印と一致すること。

会社（商店）名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 ○○ ○○

印

本人から委任を受けた者(担当者等)の氏名を記載すること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

# 委任状

年 月 日

(宛て先)

様

住所

委任者

氏名

印

私は 年 月 日  
を代理人と定め、  
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する  
一切の権限を委任します。

記

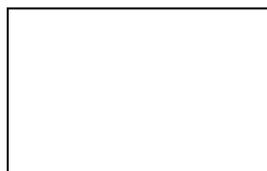
件名

---

---

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



記載例

印

# 委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

様

住所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

委任者 株式会社 〇〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

・本店の代表者（競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は支店長等）名で作成し、押印すること。

・印は、競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

私は〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、令和〇〇年〇〇月〇〇日  
 仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する  
 一切の権限を委任します。

記

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。

入札書にはこの印を押印すること。

契約番号  
第.....号

収入  
印紙

# 製造請負契約書

1 物件名 .....

2 数量 .....

3 契約金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち消費税及び地方消費税

千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---

4 契約保証金 免 除

5 納入場所 .....

6 納入期限 令和 年 月 日

上記の物件の製造について、仙台市を発注者、消費税及び地方消費税に係る〔課〕税業者.....を受注者とし、上記事項及び次の条項によって物件の製造の請負に関する契約を締結する。

令和 年 月 日

発注者 住所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

氏名 仙台市 代表者 市長 印

受注者 住所  
氏名

印

(総則)

**第1条** 受注者は、別冊の仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に基づき、頭書記載事項に従い、頭書の物件を製造し、発注者に納入するものとする。

2 受注者は、発注者の指示により、頭書の納入期限内において、当該物件を分納することができる。

3 設計図書に明示されていないもの、又は仕様書、図面の交互符合しないものがある場合は、発注者と受注者とが協議のうえ定める。ただし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとする。

(定義)

**第1条の2** この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

(権利義務の譲渡等)

**第2条** 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を、第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

2 受注者は、この契約に基づく物件又は検査済み材料は、これを第三者に売却し若しくは貸与し又は担保の目的に供してはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負等の禁止)

**第3条** 受注者は、頭書物件の製造を第三者に委任し又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁。以下この条において「指名停止要綱」という。）による指名停止（同要綱別表第21号によるものを除く。）の期間中の者に頭書物件の製造を委任し又は請負わせてはならない。ただし、発注者がやむを得ないと認め、前項ただし書きの規定により承諾した場合はこの限りでない。

3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、受注者は、指名停止要綱別表第21号による指名停止の期間中の者又は仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を、この契約に関連する契約（下請契約、委任契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約で、この契約に関連して締結する契約をいう。次項において同じ。）の相手方とすることができない。

4 発注者は、受注者に対して、この契約に関連する契約の相手方につき、その商号又は名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

**第4条** 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(材料の品質及び検査等)

**第5条** 製造に使用する材料につき、設計図書にその品質が明示されていないものは、均衡を得たものを使用するものとする。

2 製造に使用する材料のうち、あらかじめ設計図書に発注者の検査を受けることを明示されたものについては、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

#### (支給材料及び貸与品)

**第6条** 発注者から受注者への支給材料及び貸与品の品名、数量、材質並びに引渡場所及び引渡時期は、設計図書に記載したところによるものとする。

#### (設計図書不適合の場合の改造義務)

**第7条** 受注者は、頭書物件の製造が設計図書に適合しない場合において、発注者とその改造を請求したときは、これに従わなければならない。ただし、このために請負代金の増額又は履行期限の延長をすることができない。

#### (契約の変更及び中止等)

**第8条** 発注者は、必要あると認めるときは、受注者に対して契約内容を変更し又は製造の一時中止をさせることができる。この場合において、請負代金又は履行期限その他契約条件を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

#### (受注者の請求による履行期限の延長)

**第9条** 受注者は、天災その他受注者の責めに帰することができない理由により、この契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、発注者に対して遅滞なく書面にその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議のうえ定める。

#### (一般的損害等)

**第10条** 製造物件の引渡し前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。

2 受注者は、債務の履行について第三者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責めを負う。

#### (検査)

**第11条** 受注者は、頭書物件の製造を完成したときは、書面により発注者に通知し検査を受けなければならない。第1条第2項の規定により分納する場合も同様とする。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から10日以内に、受注者の立会いを求めて検査を行うものとする。

#### (検査における不合格等)

**第12条** 検査の結果、不合格と判定されたときは、受注者は自己の費用をもって直ちにこれを補修し又は改造等の必要な処置をとらなければならない。

#### (引渡し)

**第13条** 発注者は、第11条第2項の検査に合格したときは、当該物件の引渡しを受けるものとする。

#### (中間検査)

**第14条** 発注者は、必要ある場合には、製造の中途において出来形部分の検査を行うことができる。

#### (請負代金の支払い)

**第15条** 受注者は、第13条の規定による引渡し完了後、所定の手続きに従って請負代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払い請求があったときは、その日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

#### (部分払)

**第16条** 受注者は、第1条第2項の規定により分納したときは、分納部分に対する請負代金相当額につき部分払を請求することができる。

#### (瑕疵担保)

**第17条** 受注者は、引渡しの日から1年間、製造物件の瑕疵を補修し又はその瑕疵によって生じた滅失若しくはき損その他の事故に対して損害を賠償しなければならない。ただし、発注者が特に必要があると認めるときは、別に瑕疵担保の期間について定めることができるものとする。

#### (履行遅滞の場合における違約金)

**第18条** 受注者の責めに帰すべき理由により、この契約の履行を遅延したときは、受注者は、請負代金（発注者が第1条第2項の規定により引渡しを受けたものがあるときは、当該部分に相当する代価を差し引いた額）につき、遅滞日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第15条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (発注者の解除権)

**第19条** 発注者は、受注者が次の各号の1に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき又は頭書の履行期限内に履行できる見込みがないとき。
- (2) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (3) 前各号のほか契約事項に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、既成物件を検査のうえ、当該検査に合格した部分は、発注者が認定する代金を受注者に支払って既成物件を発注者に帰属させることができる。

3 第1項各号に規定するもののほか、発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）第5条第2項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

#### (契約が解除された場合等の違約金)

**第19条の2** 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

#### (談合による解除)

**第19条の3** 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したと

き。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑に処せられたとき。

2 第19条第 2 項及び前条第 1 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

#### （暴力団等排除に係る解除等）

**第19条の 4** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第 1 号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第 1 号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第 2 条第 4 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第 2 条第 5 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき。

(2) 受注者（その使用人（要綱別表第 2 号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行つた行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第 1 条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

(3) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第 2 条第 3 号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

(4) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

(5) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があつたと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

(6) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

(7) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。

3 第19条第 2 項及び第19条の 2 第 1 項の規定は、前 2 項による解除の場合に準用する。

4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第 2 条第 6 号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第 7 条第 2 項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

#### （解除に伴う措置）

**第20条** この契約が解除された場合においては、受注者は、発注者に返還すべき物件があるとき、これを発注者に返還しその他の物件については、発注者と協議して定める期間内に引取る等適当な措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者が正当と認められる事由がなく所定の期間内に物件を引取らずその他適当な措置を講じないときは、発注者は受注者に代わってその物件を処分することができる。この場合においては、受注者は、これに要した費用を負担しなければならない。

#### (損害賠償の予定)

**第21条** 受注者は、第19条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、製造の完成の前後を問わず、又は発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号に該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

#### (賠償金等の徴収)

**第22条** 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払いの日まで遅延損害金約定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延損害金約定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

#### (補則)

**第23条** この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼するものとする。

発注者及び受注者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。



平成31年度

# 仕 様 書

件名 泡原液搬送車製造請負

仙台市消防局総務部管理課

## 第1 入札案件

### 1 品名

泡原液搬送車

### 2 数量

1台

### 3 納入期限

令和2年3月27日（金）

### 4 納入場所

仙台市消防局（仙台市青葉区堤通雨宮町2-15）

## 第2 総則

### 1 目的

この仕様書は、仙台市消防局（以下「当局」という。）において、平成31年度に購入する泡原液搬送車（以下「本車」という。）の一切に適用する。

### 2 概要

本車は、石油コンビナート地域における防災を主目的として、泡消火薬液ポンプ及び泡消火薬液タンク等を装備し、泡消火薬液の搬送及び危険物火災の消火活動に使用する消防用特殊車である。

なお、本車両運用の基本的な考え方は、次のとおりである。

(1) 通常は、当局の大型高所放水車と大型化学消防車の3台による泡放水（3,000ℓ/min以上）ができること。

(2) 当局の大型高所放水車又は大型化学車との2台による泡放水（3,000ℓ/min以上）ができること。

### 3 適合法令

本車は、「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令」、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」、「道路運送車両法」及び「道路運送車両の保安基準」その他関係法令、通達に適合し、緊急自動車として承認の得られるものであること。

### 4 品質管理

製造工場については、品質管理システム（ISO認証取得）を構築していること。

### 5 製作上の問題処理

製作は、仕様目的を十分に達成するため誠意をもって行い、仕様内容に疑義の生じた場合は、その都度速やかに当局と協議を行い解釈すること。

なお、仕様変更は、事前に契約担当課及び当局の承認を受けることとし、本車製作に当たり工業所有権その他の法令に抵触する問題が生じたときは、受注者においてこれらの問題解決を行うこと。

### 6 製作上の注意

消防車両として最適の構造及び性能を十分に有し、次のとおりとすること。

(1) 各装置及びパーツの取り付けは、原則としてボルト締付けとすること。

なお、ボルト等は、ネジロック剤を使用し確実に締め付けること。

(2) 車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。

特に下廻りの部材の継ぎ目は、すべてコーキングをすること。

(3) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えること。

(4) 使用取扱上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。

(5) 全体的に重量軽減を図り、前後左右の荷重バランスを十分に考慮すること。

(6) 堅ろうにして長期の使用に十分に耐え得るものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。

(7) 水洗い整備ができるとともに、残水等の生じない構造とすること。

また、フェンダー等で器具接触等により塗装剥離のおそれのある部分には、適切な保護対策を講じること。

## 7 規格及び表示

### (1) 規格

車両に使用する材料及び部品は、特に指定するものを除き、すべて日本工業規格（J I S）のものを使用すること。

ただし、ネジ類については、I S Oネジ又は、これに準じたものを使用すること。

### (2) 表示

ア 車両に使用する絵表示以外の表示は、日本語、又は英語で表示すること。

イ 車両に使用する単位等の表示は、すべてS I単位で表示すること。

## 8 登録の費用

当該車両の新規登録に要する費用のうち、自動車重量税及び自賠責保険の費用は発注者負担とし、車庫証明書その他の新規登録に要する費用は、受注者がすべて負担すること。

また、自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は、発注者が負担するので、受注者が立替え払いし、納車後当該車両代金と別に発注者に請求すること。

## 9 登録の代行

本車製作完了後、新規登録のための手続きを受注者が代行し、東北運輸局宮城運輸支局長の行う当該検査に合格させること。

## 10 保証及び保守体制

### (1) 保証

本車の保証期間は、検査合格後1年とする。

なお、保証期間後であっても設計、製作及び材質不良等の瑕疵によって生じた問題については、受注者が無償で修復すること。

### (2) 保守体制

ア 当該車両のメンテナンス体制

点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は1日以内とすること。

イ 技術員の派遣体制

修理依頼から現場到着までの所要日数は1日以内とすること。

ウ メーカー技術員の派遣体制

修理依頼から現場到着までの所要日数は2日以内とすること。

エ 保守期間

検査合格後1年を無償の保守期間とすること。

なお、無償の保守期間後についても、無償の期間に準じた保守体制をとること。

## 11 事故防止

架装及び車両の移動に当たっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は、速やかに当局に連絡するとともに、その被害等について一切の責任を負うこと。

## 12 検査

(1) 受注者は、発注者が行う検査を受けること。

(2) 検査は、車検取得後に行うものとし、車両、取付品、積載品、付属品すべてを一括して行うものとする。

(3) その他必要に応じ検査を行うものとする。

## 13 提出書類

### 13-1 提出書類

(1) 製作承認図書類、完成図書及び取扱説明書は、A4判のファイルに一括綴じること。

(写真は除くこと)

- (2) 図面は、すべてA 2判又はA 3判とすること。
  - (3) 外国製品については、すべて日本語に翻訳すること。  
また、各単位には、S I単位を併記すること。
  - (4) 外注先一覧表・・・1部  
製作を外注する場合は、次の内容の外注先一覧表を当局に提出すること。
    - ア 会社名
    - イ 所在地
    - ウ 電話番号
    - エ 外注内容(品目及び作業内容等)
- 13-2 着手届け・・・1部  
契約日の翌日まで、当局に着手届けを提出すること。
- 13-3 全体工程表・・・2部  
契約後14日以内に、シャシーの製作を含めた全体の工程表を当局に提出すること。
- 13-4 製作承認図書類・・・3部(返却分1部を含む)  
受注者は、架装開始前に、仕様書に基づく次の書類を提出し当局の承認を受けること。
- (1) 架装工程表(外注先の作業工程を含む)
  - (2) 製作承認図
    - ア 架装外観5面図
    - イ ホース収納位置図(積載可能本数明示)及び資機材等収納部詳細図並びに各種取付装置等詳細図(3面図)
    - ウ 骨組及び配管図(泡消火薬液ポンプ及び泡消火薬液システムのフローシート)
    - エ 電気配線図
    - オ 改造自動車重量計算書
  - (3) 車両構成一覧表
- 13-5 完成図書・・・2部(車両台数プラス1部)  
完成図書は、次のとおりとし、目次及び見出しを付けて編綴し、完成車納入時提出すること。
- (1) シャシー関係図
    - ア シャシーの消防受託試験合格の写し
    - イ シャシーの図面(3面図)
    - ウ 動力取出装置(以下「PTO」という。)の図面
    - エ エンジンオイル冷却装置の図面
    - オ シャシーの改造関係(キャブ取付品その他)の図面
    - カ シャシーの架装資料
    - キ シャシーの諸元明細書又は詳細な仕様書
    - ク シャシーカタログ
    - ケ シャシー使用電球型式等一覧表(増設部を含む)
    - コ シャシー使用ヒューズ型式等一覧表(増設部を含む)
    - サ シャシー電気配線図(増設部)
  - (2) 架装関係図書
    - ア 架装外観5面図
    - イ 完成車の最小回転半径の走行軌跡図
    - ウ 使用材料一覧表
    - エ 骨組及び配管図(泡消火薬液ポンプ及び泡消火薬液システム)
    - オ 泡消火薬液ポンプ装置(動力伝達装置を含む)の関係図及び諸元表
    - カ 泡消火薬液タンク関係図

- キ 泡消火薬液タンク関係の残量監視装置の関係図及び諸元表
- ク 自動送液制御装置関係の残量監視装置の関係図及び諸元表
- ケ 電気配線図（承認図を修正したもので、リレー、ヒューズ、アンペア数等を明示したもの）
- コ 各電装品の配線施工図（メンテナンスを考慮したもので、リレー、ヒューズ、リミットスイッチ、安定器等の設置位置を具体的に示したもの）
- サ ホース収納位置図（積載可能本数明示）及び器具収納部詳細図並びに器具取付装置詳細図（3面図で承認図を修正したもの）
- シ 装備品等一覧表（品名、数量、製作会社名、型式等）
- ス 装備品等のカタログ又は写し（諸元明示）
- セ 装備品等の使用油脂類一覧表（整備上必要なもの）
- ソ 使用電球型式等一覧表
- タ 使用ブレーカー（ヒューズ）型式等一覧表
- チ 消防ポンプ装置の性能試験結果
- ツ 日本消防検定協会による泡原液搬送車の消防受託試験合格の自主表示（写し）
- テ 日本消防検定協会による鑑定合格の表示（写し）
- ト 改造自動車等審査届出書写し
- ナ 自動車検査証写し
- ニ 重量測定及び転覆角度試験結果成績書（写真付）
- 13-6 取扱説明書・・・2部（車両台数プラス1部）
  - (1) シャシー取扱説明書（シャシー取付品含む）
  - (2) 泡消火薬液ポンプ装置取扱説明書（整備解説書含む）
  - (3) 資機材及び取付品等の取扱説明書（整備解説書含む）
- 13-7 写真（ネガ、又はCD-R等の電子データ付）
  - (1) 架装工程写真（カラーL判程度）・・・各1部  
製作工程ごとに撮影すること。
  - (2) 完成写真（カラーL判程度）
    - ア 緊急自動車事前届出用（前後左右撮影、車検取得前のもの）・・・各2部
    - イ 緊急自動車届出用（前後左右撮影、車検取得後のもの）・・・各2部
    - ウ 資機材収納部の状況・・・各1部
- 14 無償点検整備  
納車後3ヶ月の法定定期点検整備は、受注者が無償で行うこと。
- 15 技術指導  
受注者は、納車後1週間程度、機器の取り扱い及び保守整備について、当局職員に対し無償で技術指導を行うこと。
- 16 その他  
道路交通法施行令第13条の規定に基づく緊急自動車の届出事務処理上必要なものとして、当該車両の車両型式、車体番号が記載されている書類、及び上記「13-7(2)ア」の写真を車検取得日の10日前までに当局に提出すること。

### 第3 仕様

#### 1 材質の規格

- (1) 材料及び部品は、すべて新規製品を使用すること。
- (2) 主要材料の材質は次のとおりとすること。
  - ア 配管及び配管継ぎ手は、ステンレス部材を使用すること。
  - イ 泡消火薬液ポンプ主要部品は、耐食性及び耐久性に富んだ材料を使用すること。  
また、ポンプシャフトについては、ステンレス鋼（SUS403）以上とすること。

と。

ウ 骨組等主要構造は、一般構造用圧延鋼材（S S 4 0 0）以上の強度を有する材料を使用すること。

エ 泡消火薬液タンクは、点検用ハッチ、仕切り板を含めステンレス鋼（S U S 3 1 6）以上とすること。

オ 泡消火薬液の配管は、ステンレス鋼（S U S 3 1 6）又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有するものとする。

カ 泡消火薬液の配管に取り付けるバルブ類及び部品は、ステンレス鋼（S U S 3 1 6）又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有するものとする。

(3) ステップ等は、アルミ縞鋼板を使用し、表面は防滑テープ処理とすること。

(4) 保護枠、計器板、蝶板、手すり、握り棒等その他金属露出部分及び外部に取り付けるボルト、ナット類はステンレス製部材を使用すること。

(5) コーキング及びシーリング材は、経年変化により硬化しない弾力性のあるものを使用すること。

(6) 潤滑油及び各種作動油は、各メーカーが指定するものを使用し、規定量を入れておくこと。

(7) 電池及び電池パックを使用するものは、各メーカーが指定するものを使用し、必要数を入れておくこと。

(8) その他の材料は、次によること。

ア プラスチック類は、難燃性のものを使用すること。

イ ゴム製品及び合成樹脂製品は、耐油性のものを使用すること。

ウ 木材は、十分に乾燥したのものを使用し、製作後、変形及び歪み等が生じ難いものとする。

## 2 主要諸元

(1) エンジン 水冷4サイクルのディーゼルエンジン

(2) 総排気量 8, 800cc以上

(3) 最高出力 消防検定出力及び公称出力が260kw(360ps)以上

(4) 軸数 3軸（後輪2軸）

(5) 駆動方式 2輪駆動（後輪1軸駆動）

(6) 変速装置 オートマチックトランスミッション

(7) 軸間距離 5, 600mm～5, 800mm以内

(8) 車両寸法

全長 9, 100mm以内

全幅 2, 500mm以内

全高 3, 800mm以内

(9) 車両総重量 22, 000kg未満（許容総重量の範囲内において、別表の取付品・積載品・付属品等の他当局からの支給品の重量を含む。）

なお、関係法令及び艀装等の諸事情に伴う車両寸法の変更、及び新型車両に伴い変更となる事項については、当局と別途協議のうえ決定する。

## 3 シャシー（機関及び台車）

### 3-1 シャシー規格

(1) 使用するシャシーは、平成31年度に製作されたものを使用すること。

(2) 使用するシャシーは、日本消防検定協会の検定（消防受託試験）に合格したものとする。

(3) 使用するシャシーは、シングルキャブ付きの消防専用シャシーとすること。

(4) 使用するシャシーは、ポストポスト新長期規制適合車とすること。

(5) 使用するシャシーは、最大積載量が10t超級の大型車とすること。

(6) シャシーメーカー純正の寒冷地仕様とすること。

### 3-2 エンジンガバナ

- (1) 泡消火薬液ポンプ装置の負荷の変動に対し、有効に作用するものであること。
- (2) オールスピード型で走行時は、公称出力が出せるよう解除できること。

### 3-3 トランスミッション

(1) トランスミッションは、オートマチックトランスミッションとし、前進5段以上、後退1段の電子制御式（ロックアップ機能付）とすること。（又は同等以上の性能を有するもの）

#### (2) 安全装置

ア エンジンはPレンジ又はNレンジ以外では始動できない構造であること。

イ エンジン始動中、NレンジからRレンジにシフトする場合はチェンジレバーボタン（セレクトノブ）を引かないとシフトできない構造であること。

ウ トランスミッションPTOを作動させる場合、トランスミッションPTOのスイッチを入れた後にDレンジ等に一度シフトしてからNレンジに戻すような操作がないこと。

エ トランスミッションPTOが作動中、Nレンジ以外のレンジにシフトした場合、又はパーキングブレーキを解除した場合には、安全のための装置を取り付けること。

#### (3) その他

オートマチックトランスミッションケースとエンジンケースの結合部は、次のとおりとすること。

ア 接合部は適切に処理し、オイル漏れ等が生じないようにすること。

イ エンジン機能、トランスミッション機能及びPTO機能に支障のないようにすること。

ウ エンジン、トランスミッション及びPTOの交換、点検及び修理に支障のないようにすること。

### 3-4 PTO

(1) 泡消火薬液ポンプ装置駆動用ミッションを取り付けること。

(2) ミッションは、トランスミッション方式とすること。

(3) ミッションは、泡消火薬液ポンプ装置を駆動するのに必要かつ十分なトルク及び回転数を引き出せるものとする。

### 3-5 電気装置（シャシー部及び架装部）

(1) 電気装置は、直流24Vのマイナスアース式とすること。

(2) シャシーエンジンには、次の充電装置（オルタネーター）を取り付けること。

ア オルタネーターは、24V-100A以上とすること。

イ オルタネーターに付属するレギュレーター及びワイヤーハーネスは、オルタネーターに適合するものと交換すること。

(3) バッテリーは、JIS規格170F51を2個とし、引出し時においても支障のないように、コード類は十分に余裕を取ること。

(4) 電流計は、次のとおりとすること。

ア 構成部品は、電流計本体（第一エレクトロニクス製PMK-60±100A±60mA、又は同等以上の性能を有するもの）、分流器（第一エレクトロニクス製DS-2、又は同等以上の性能を有するもの）及び専用ヒューズホルダー等で構成されるものとする。

イ 取り付け位置は、本体が運転席上方（オーバーヘッドコンソール付近）の適切な位置とし、ヒューズホルダー等は、ステンレスのブラケットでバッテリーに取り付けること。

なお、バッテリーの引き出しに支障のないよう取り付けすること。

ウ 電流計は、シャシー標準電装品及び架装電装品の合計の数値を検知できるよう適切に取り付けること。

(5) 自動充電装置は、次のとおりとすること。

ア AC100Vの電源により、シャシー積載のバッテリーに自動的に充電する装置を取り付けること。

イ 過充電防止装置付きとすること。

ウ シャシー積載のバッテリーと車両側コンセントを結線すること。

エ 車両側コンセントを次のとおり取り付けること。

(ア) 取り付け位置は、右側運転席ドア下方付近の適切な位置とすること。

(イ) コンセントは、マグネット式コンセント（蓋付き）とすること。

オ 電源コードは、オイルパンヒーターのコードを兼用とすること。

(6) ヒューズボックス（架装部）

ア 架装関係の電源は、ヒューズボックスを新たに設け、適正容量のヒューズを介して供給すること。

イ ヒューズは、ブレード式ヒューズとすること。

ウ ヒューズには、各系統の名称及びアンペア数を明記すること。

エ ヒューズボックスは、リレーを含め一括して取り付けを行い、点検のしやすい適切な位置に取り付けること。

(7) 電気配線（架装部）

ア 系統別に色分けを行うこと。

イ ターミナル部の配線接続は、圧着端子又は、メタルコンセント等とすること。

ウ すべての配線貫通部には、ブッシングゴムを取り付けること。

エ 灯火機器及びその他電気機器は、必ずその付近で接続するように配線すること。なお、接続は、圧着端子によること。

オ 各配線は、消費電気量に見合う適正容量のものを使用すること。

カ 配線接続部はすべて絶縁被覆付とし、外部配線は、すべて防水構造とすること。特にコネクタ部分は、絶縁融着テープ等で被覆すること。

キ 配線は、すべて配線保護チューブ内を通すこと。

### 3-6 視界

(1) フロントウインドウに、ウォッシャー連動の間欠式ワイパーを取り付けること。

(2) フロント左右に大型の熱線入りアウトミラーを取り付けること。

(3) 左右のアウトミラーは、運転席から上下左右の傾きを調整できる電動リモコンミラーとし、左側は電動格納式とすること。

(4) フロント左側には、アンダーミラーを取り付けること。

(5) 平面型補助ミラーを取り付けること。

### 3-7 計器類

(1) スピードメーター（走行距離計及びトリップメーター付き）を取り付けること。

(2) エンジン回転計（100回転刻みの目盛り及びエンジンの高負荷を示すレッドゾーンを表示したもの）を取り付けること。

(3) エンジン冷却装置の水温計を取り付けること。

(4) 燃料計を取り付けること。

(5) エンジンオイル温度計を運転席上方（オーバーヘッドコンソール付近）の適切な位置に取り付けること。

(6) エンジンアワーメーターを運転席上方（オーバーヘッドコンソール付近）の適切な位置に取り付けること。

(7) エアゲージを取り付けること。

(8) トランスミッションのポジショニング表示をメーターパネル内に取り付けること。

- (9) 上記の計器は、夜間用照明灯付（内部照明でも可）とすること。
- 3-8 オイルパンヒーター（又はエンジン冷却水のヒーター）
- (1) ヒーターは、AC100Vを電源とし、ヒーター本体は、次のとおりとすること。  
ア サーモスタットスイッチ付きとすること。  
イ エンジンクラック室内のエンジンオイル又は、エンジン冷却水を有効に暖めることができるものとする。
- (2) ヒーター本体と車両側コンセントを結線すること。
- (3) 車両側コンセントは、自動充電装置のコンセントと兼ねること。
- (4) 商用電源用付属ヒーターコードは、次のとおりとすること。  
ア キャプタイヤコードとし、長さが10mで容量に余裕があるものとする。  
イ キャプタイヤコードの両端には、それぞれ商用電源コンセント及びマグネット式コンセントを取り付けること。  
ウ 商用電源コンセントは、丸型のゴムプラグ（平行2芯）とすること。
- (5) 配線及び結線部は、露出のないようにし、漏電及び防水対策を十分にとること。
- (6) 運転席上方（オーバーヘッドコンソール付近）の適切な位置に自動充電装置電源と共用の通電確認灯（緑色）を取り付けること。
- (7) 上記通電確認灯に並べて、オイルパンヒーターの「入」・「切」スイッチ及びスイッチ「入」で点灯する確認灯（赤色）を取り付けること。
- 3-9 燃料タンク
- (1) 燃料タンクの容量は、200ℓ以上とすること。
- (2) 左側ホイールベース間に取り付けることとし、給油に際し、支障のないようにすること。
- (3) 燃料タンクとタイヤ間の離隔が50cm未満の場合は、アルミ縞板にて保護板を設けること。
- (4) 燃料タンクのキャップはキー付とし、車両のエンジンキーと共通とすること。
- 3-10 排気管
- (1) 排気管は、シャシー部分及び架装部分と適切な間隔を保つように取り付けること。  
また、適切な間隔が取れない場合は、適切な遮熱措置をすること。
- (2) 排気管は、シャシー部分及び架装部分と適切な間隔を保つように取り付けること。  
また、適切な間隔が取れない場合は、確実な遮熱措置をすること。
- (3) テールパイプは、デパーチャーアングル内に入ることをないように取り付けること。
- 3-11 タイヤ及びタイヤ用ディスクホイール
- (1) タイヤは、スペアタイヤを含め、スタッドレスタイヤとすること。
- (2) ホイールは、すべてアルミ合金製の軽量ホイールとすること。
- 3-12 ブレーキ装置
- (1) 主ブレーキ（フットブレーキ）は、空気油圧複合式（エアーオーバーブレーキ）とし、エアー配管系統にエアードライヤーを設けること。
- (2) エアータンクの水抜栓には、運転席側ステップ下で操作できる延長操作レバーを取り付けること。  
また、着氷雪による誤作動防止措置を講ずること。
- (3) 主ブレーキには、ABS（アンチロックブレーキシステム）を装備すること。
- (4) 補助ブレーキとして、排気ブレーキを装備すること。  
排気ブレーキはアクセルペダルに連動し、アクセルペダルを踏み込み中は、作動しない構造とすること。
- 3-13 強化型スプリング
- サスペンションは、強靱なものとし、強化型スプリングとすること。
- 3-14 ステアリング及びミラー

- (1) ステアリング装置はパワーステアリングとし、チルトできる構造とすること。
  - (2) キャブ左側のアウターミラーは、運転席から遠隔操作によりステアの根元から格納できるものとする。
- 3-15 ステアリングホイール等の位置
- (1) ステアリングホイールの位置は、進行方向に向かって右側とすること。
  - (2) シフトレバーの位置は、進行方向に向かって運転席の左側とすること。
  - (3) ウィンカーレバーは、進行方向に向かってステアリングホイールの右側とすること。
  - (4) ペダル類は進行方向に向かって右側からアクセルペダル、ブレーキペダルの順に配置し、操作に支障のないよう適切な間隔に配置すること。
  - (5) 運転者が進行方向に向かって右側に着座し、運転に支障のないよう計器、レバー及びその他機器類を適切に配置すること。
- 3-16 エアコンディショナー
- (1) 暖房装置
    - ア 暖房装置は、エンジン冷却水利用の温水型とすること。
    - イ 暖房装置を、キャブ内のフロントの適切な位置に取り付けること。
    - ウ 暖房装置は、キャブ内を有効に暖房する十分な能力を有すること。
    - エ 暖房装置は、シャシーメーカー純正品、又は同等以上の性能を有するものとする。
  - (2) 冷房装置
    - ア 冷房装置は、シャシーエンジンにより駆動するコンプレッサーを使用すること。
    - イ 冷房装置をキャブ内のフロントの適切な位置に取り付けること。
    - ウ 冷房装置は、キャブ内を有効に冷房する十分な能力を有すること。
    - エ 冷房装置は、シャシーメーカー純正品、又は同等以上の性能を有するものとする。
  - (3) 換気装置
    - ア 外気をキャブ内に導入し、送風する換気装置を取り付けること。  
なお、この換気装置は、外気を遮断し、キャブ内の空気を循環する機能も併せて有すること。
    - イ 換気装置は、上記の暖房装置及び冷房装置と併用できるエアミックスタイプとすること。
- 3-17 バックアイカラーカメラ及びカラーモニター
- (1) バックアイカラーカメラ
    - ア 車体後部の適切な位置に取り付けること。
    - イ シャッター付の広視野タイプで撮影画素25万画素以上であること。
    - ウ 取り付け及び配線の引き込みは、防水対策を適切に行うこと。
  - (2) カラーモニター
    - ア ルームミラー型とし、画面サイズは7.0型以上のTFTカラー液晶モニターとすること。
    - イ 走行用のシフトレバーがRレンジに入った場合（又は後方モニターONの場合）、自動的にバックアイカラーカメラの映像をモニターするものであること。
    - ウ バックアイカラーカメラ専用の端子を持っていること。
  - (3) バックアイカラーカメラとカラーモニターを専用の配線で適切に結線すること。
- 3-18 その他
- (1) ヘッドライト及びフォグライトはLED型とすること。
  - (2) 冷却水は、ロングライフクーラントを使用し、凍結温度を-15℃以下に設定すること。
  - (3) エンジンは、スターターキーのみで始動及び停止ができること。

## 4 キャブ

### 4-1 キャブの構造

- (1) キャブは、3名以上乗車のシングルキャブとすること。
- (2) キャブは、電動油圧式のチルト装置付で、故障時は手動でチルトできること。
- (3) 床面には、フロアシートを張ること。
- (4) ドア
  - ア ドアは、片側1枚ずつの2ドアとすること。
  - イ 2つのドアすべてに施錠装置を取り付けること。  
なお、この施錠装置は、運転席で操作できる電磁式集中ドアロック装置付とすること。
- (5) 窓
  - ア すべてのドアに、開閉式のガラス窓を取り付けること。  
なお、ドアのガラス窓は、電動で上下するパワーウインドウとすること。
  - イ キャブ後部には、後方確認用の大きめのガラス窓を取り付けること。  
なお、これについては、埋め込み型とすること。
  - ウ 助手席用ドアには、上記ガラス窓の下に、左下側確認用のガラス窓を設けること。
- (6) 座席
  - ア 座席は、すべて前向きとすること。
  - イ 座席は、セパレート式とし、背もたれの角度が調整できるタイプとすること。  
また、運転席については、座席位置の前後調節が可能とすること。
  - ウ 座席から天井までの有効高さは、1,000mm以上とすること。
  - エ 座席には、シートベルトを取り付けること。
  - オ 座面及び背もたれの表裏面の材質は、ビニールレザー又は、同等以上の耐久性のあるものとすること。
- (7) 乗降用ステップ
  - ア キャブ両側のすべてのドア下に乗降用ステップを取り付けること。
  - イ フロントバンパー上面のほとんどを覆うようにアルミ縞鋼板製のステップを取り付けること。
  - ウ フロントバンパー下部の足掛け部分には、アルミ縞鋼板製のステップを取り付けること。
- (8) 昇降の際、塗装剥離等損傷防止のため次の箇所には、アルミ合金製保護板を張ること。
  - ア キャブ乗降口2箇所
  - イ 乗降用ステップ等の蹴込み部分
- (9) 昇降のために必要な握り棒を次の箇所に取り付けること。
  - ア キャブ両側2箇所（ステンレス鋼管で長さが800mm以上）
  - イ フロントガラス上方2箇所下部2箇所以上
- (10) キャブフロントパネルは、クロームメッキ仕上げとする。
- (11) フロントバンパースポイラーを取り付けること。

### 4-2 キャブ内取付品

- (1) 運転席用と助手席用のサンバイザーを取り付けること。
- (2) 運転席用と助手席用のアシストグリップを取り付けること。
- (3) 電子サイレンのアンプ（セパレート型の場合のみ）取り付け用のブラケットを作成し、キャブ内前方の適切な位置に取り付けること。
- (4) 手元スイッチ型のフレキシブルルームランプを助手席ピラー部に1箇所取り付けること。
- (5) 地図収納箱を運転席と助手席の間の後方に取り付けること。（詳細は別途指示）

- (6) 木製の機材収納箱を座席後部に取り付けること。(詳細は別途指示)
- (7) キャブ内中央の天井部分に長方形のLED照明を取り付けること。  
なお、取付位置付近にスイッチを取り付けるとともに、前面に遮光のためのカバーを取り付けること。
- (8) ドア開閉に連動しON・OFFするルームランプを前席周辺に取り付けること。
- (9) キャブ内天井にゴムネット製小物入れを2箇所取り付けること。  
なお、大きさは、幅400mm、奥行300mm以上とすること。
- (10) キャビン内にDC24Vバッテリー直結インバータのAC100Vコンセントをキャブ後方ベツトスペース部及び車体後面付近の容易に使用できる箇所に最低5個以上設けること。(詳細は別途指示)

#### 4-3 その他

- (1) 天井内張りは、ビニールレザー製等の吊天井(電装品の整備点検用チャック付)、又は同等の機能を有するものとする。
- (2) 消防章をキャブフロントパネル中央付近に取り付けること。
- (3) キャブ内に取り付けられている灰皿はすべて取り外し、開口部は、化粧パーツ等で適切に穴埋めすること。

#### 5 車外無線送受話器収納ボックス

- (1) 右側泡消火薬液ポンプ操作部及び車体後部ボックス状ステップの適切な位置に取り付けること。(詳細は別途指示)
- (2) 配線用導管を次のとおり取り付けること。(配線は、AVM用24芯ケーブル・スピーカーケーブル・ハンドセット用ケーブルが各2セットである)
  - ア 配線用導管は、基本的に内径30mm以上のフレキシブル型とし、左右ボックスに接続しキャブ内に引き込むこと。
  - イ 配線用導管の端末(車外無線送受話器取出ボックス固定部とキャブ内固定部)には、絶縁ブッシングを取り付けること。
  - ウ 配線用導管の固定は、U字型の固定金具でキャブ床に適切に固定すること。
  - エ 配線用導管は、極力目立たない隅やキャブ内部を通すこと。

#### 6 泡消火薬液ポンプ装置

##### 6-1 ポンプ諸元

- (1) トランスミッション駆動による泡消火薬液ポンプ(以下「ギアポンプ」という。)を取り付けること。
- (2) ポンプ形式は、ギアによる送り出し方式とすること。
- (3) 泡消火薬液の吐出量は、300ℓ/min以上とすること。
- (4) 泡消火薬液の吐出圧力は、0.3MPa以上とすること。

##### 6-2 自動送液制御装置

- (1) 当局の複式圧力制御装置付の大型化学消防車及び大型高所放水車とケーブル等で電氣的に接続することにより、大型化学消防車及び大型高所放水車の泡消火薬液タンク残量が1/4未満になれば自動的に送液、FULLになれば自動停止するように信号を送る構造とすること。
- (2) 当局の大型化学消防車及び大型高所放水車と制御用配線で接続するためのコードリールを付属すること。

##### 6-3 タンク残量監視システム

泡消火薬液タンク内の液量が1/4になった場合、操作パネル残量表示ランプ及びブザーにて警報を発するものとする。

##### 6-4 泡立ち防止装置

積液口又は吸液口により泡消火薬液をタンクへ積込む場合に泡立ちを防止するため、タンク内部下部に装備した配管を通すことにより、効率良く積込むが行える構造とする

こと。

#### 6-5 泡消火薬液ポンプ操作盤

- (1) ギアポンプ操作部には、操作を容易にする操作パネルを取り付けること。
- (2) 操作パネルは、各配管、各作動スイッチ及びバルブ類全体を図示したフローシート方式とし、それぞれに各コックのスイッチ及び表示灯等を組み込んだものとする。
- (3) 操作パネルの構成は、次のとおりとすること。

ア ギアポンプ

イ 各コックのスイッチ

ウ 泡消火薬液タンク残量モニター

エ 自動送液制御装置操作盤

オ 大型化学消防車等の泡消火薬液タンクの残量モニター

カ 自動エア抜き、泡消火薬液ポンプ自動給油装置関係のスイッチ及び表示灯

キ 安全装置のスイッチ類

#### 6-6 泡消火薬液タンク

- (1) タンク容量は、8,500ℓ以上を確保できるものであること。
- (2) タンクは、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設置すること。

また、タンク内部には、防波板を設け、車両走行中に泡消火薬液の動きによる影響を適切に取り除くようにすること。

- (3) タンクは、ステンレス鋼板（SUS316）以上の強度を有する材料で、泡消火薬液の圧力により、変形及び漏れ等のない構造とし、内面には防食加工を施すこと。

- (4) タンク各部の板厚は次のとおりとすること。

ア 胴板 4.0mm以上

イ 鏡板 6.0mm以上

ウ 横防波板 3.0mm以上

エ 縦防波板 3.0mm以上

オ 補強板 4.0mm以上

- (5) 積液配管、吸液配管、送液配管及びドレーン配管の材質はすべてステンレス製（SUS316）以上とすること。
- (6) タンクの両側に積液口を設けること。
- (7) タンクの両側に透明アクリル管式液量計（ドレーンバルブ及び空気バルブ付）を取り付けること。
- (8) タンクには、電子式液量計のセンサーを適切に取り付けること。
- (9) 点検及びメンテナンス用ハッチをタンク上部の適切な位置に設けること。
- (10) タンク上部は、作業が容易にできるようにフラットに仕上げることとともに、アルミ縞鋼板張りとする。

#### 6-7 配管

- (1) 配管は、摩擦損失が少なくエアポケットが生じないように取り付けること。
- (2) 配管は、走行等の振動により、漏水及び湿気等のないように適切に取り付けること。
- (3) 配管は、ドレーン時残水のないように勾配に配慮した取り付けを行うこと。
- (4) 配管は、タンク吸液配管、タンク送液配管、泡立ち防止配管、吸液配管、送液配管、積液配管、タンク吸液バイパス配管、安全弁取付配管、給油配管、ドレーン配管、その他必要な配管によって構成されるものであること。
- (5) 配管は、泡消火薬液タンク内の泡消火薬液を他の車両へ直接圧送でき、かつ、タンクに関係なく泡消火薬液ドラム缶等のタンクから直接吸引し、泡消火薬液タンクへの補給及び他の車両へ圧送ができるようにすること。
- (6) 配管の次の接続部はメンテナンス性を考慮し、すべてフランジによるボルト接続と

するが、構造上困難な箇所については、ネジ込み式とすること。

ただし、この場合には、各機器、各コック及び各バルブの取り外しが容易にできるように取り付けること。

ア ボールコック取り付け部

イ バルブ取り付け部

ウ 各機器のセンサー取り付け部

エ その他必要と認める箇所

(7) タンク吸液配管

ア 泡消火薬液タンクの下部から取り出し、泡消火薬液ポンプまで適切に配管すること。

イ 配管の口径は、65mm以上とすること。

ウ 配管の途中に、フレキシブル配管を取り付け、車両の振動等による配管への悪影響を適切に吸収すること。

エ タンク吸液配管には、ストレーナーを取り付けること。

オ ストレーナーに目詰まりが発生した際に、代替できるようバイパス配管を設けること。

(8) 吸液配管

ア 左右の吸液口からギアポンプ手前でタンク吸液配管と適切に接続すること。

イ 配管の口径は、65mm以上とすること。

ウ 配管の途中に、フレキシブル配管を取り付け、車両の振動等による配管への悪影響を適切に吸収すること。

(9) 送液配管

ア ギアポンプから左右の吐出口まで適切に配管すること。

イ 配管の口径は、50mm以上とすること。

ウ 配管の途中に、フレキシブル配管を取り付け、車両の振動等による配管への悪影響を適切に吸収すること。

エ 配管を途中から分岐し安全弁を取り付け、吸液配管と適切に接続すること。

(10) タンク送液配管

ア 送液配管から泡消火薬液タンクまで配管し、泡消火薬液タンク内の泡立ち防止配管と適切に接続すること。

イ 配管の口径は、50mm以上とすること。

ウ 配管の途中に、フレキシブル配管を取り付け、車両の振動等による配管への悪影響を適切に吸収すること。

(11) 積液配管

ア 左右の積液口から泡消火薬液タンクまで適切に配管すること。

イ 泡消火薬液タンク内は、泡立ち防止配管とすること。

ウ 配管の口径は、50mm以上とすること。

(12) 計器配管

ア ギアポンプの吸液側から連成計まで適切に配管すること。

イ ギアポンプの送液側から圧力計まで適切に配管すること。

ウ 泡消火薬液タンクから左右の液量計まで適切に配管すること。

(13) 給油配管

ギアポンプからギアポンプオイルタンクまで適切に配管すること。

(14) ドレーン配管

ア 配管、各コック類及び泡消火薬液タンクには、ドレーンを設け、確実な残液処理ができること。

なお、ドレーンにはすべてバルブを取り付けること。

ただし、エンジンオイルクーラーには、必要ないものとする。

イ ドレーンに取り付けるバルブは、すべてギアポンプ操作部から容易に操作できるように適切に取り付けること。

ウ ドレーンは必要に応じ、残液が車体にかからないよう下部まで延長し、ガードを設けること。

エ 泡消火薬液タンクのドレーン配管は、次のとおりとすること。

(ア) タンクの下部からドレーン配管を取り付けること。

(イ) ドレーン配管は3箇所以上とすること。

(ウ) ドレーン配管の口径は、40mm以上とすること。

オ その他、構造上必要と思われる箇所にドレーン配管を取り付けること。

(15) その他

タンク送液配管の適切な位置にエア抜配管を取り付けること。

## 6-8 コック及びバルブ

(1) 次の箇所に、コック又はバルブを取り付けること。

ア 吐出口

イ 吸液口

ウ 積液口

エ タンク吸液配管

オ 吸液バイパス配管

カ タンク送液配管

キ 給油配管

ケ 液量計配管

ケ ドレーン配管

コ その他構造上必要と認める箇所

(2) 吐出口、吸液口及び積液口は、操作上支障の無い範囲において、努めて低い位置に取り付けること。

(3) 吐出口

ア 吐出口は2箇所とし、左右のギアポンプ操作部付近に取り付けること。

イ 吐出口は、エア一式による自動開閉ボールコックとすること。

ウ 吐出口コックの口径は50mmとし、65mm雄ネジのフランジ付とすること。

また、65mm雄ネジに合致するステンレス製キャップ（ステンレス製鎖付）を取り付けること。

(4) 吸液口

ア 吸液口は2箇所とし、左右のギアポンプ操作部付近に取り付けること。

イ 吸液口は、エア一式による自動開閉ボールコックとすること。

ウ 吸液口コックの口径は50mmとし、65mm雄ネジのフランジ付とすること。

また、65mm雄ネジに合致するステンレス製キャップ（ステンレス製鎖付）を取り付けること。

(5) 積液口

ア 積液口は2箇所とし、左右のギアポンプ操作部付近に取り付けること。

イ 積液口は、ボールコックとし、ボール部分等の摺動部分は、硬質メッキを施した部品から構成されるものとする。

ウ 積液口コックは、ハンドルがロックされる構造のものとする。

エ 積液口コックの口径は50mmとし、65mm雄ネジのフランジ付とすること。

また、65mm雄ネジに合致するステンレス製キャップ（ステンレス製鎖付）を取り付けること。

(6) タンク吸液配管

タンク吸液配管には、ギアポンプに至るまでの間に次のものを取り付けること。

ア タンク吸液元バルブ

イ タンク吸液ボールコック（エアー式による自動開閉式）

ウ ストレーナー元バルブ

エ ストレーナー

オ ストレーナー先バルブ

(7) 吸液バイパス配管

ストレーナーの吸液バイパス配管にはバルブを取り付けること。

(8) タンク送液配管

タンク送液配管には、次のものを取り付けること。

ア タンク送水ボールコック（エアー式による自動開閉式）

イ タンク送液元バルブ

(9) 給油配管

給油配管には、次のものを取り付けること。

ア チャッキ弁

イ ギアポンプ給油元コック（エアー式による自動開閉式）

ウ ギア給油ポンプ

(10) 液量計配管

ア 液量計の上下に、液量計元バルブを取り付けること。

イ バルブの取り付け位置は、外部から容易に開閉できるよう適切に取り付けること。

ウ 洗浄口を設け、流量計（ガラス管）を有効に洗浄できるようにすること。

(11) ドレーン配管

ア 泡消火薬液タンクのドレーン配管には、ドレーン用バルブを取り付けること。

なお、バルブの取り付け位置は、走行上支障のないように取り付けること。

イ 流量計には、ドレーン用バルブを取り付けること。

(12) その他の配管

タンク送液配管に接続するエアー抜き配管には、エアー抜きコック（エアー式による自動開閉式）を取り付けること。

## 6-9 計器

(1) 各計器は、左右のギアポンプ操作部に取り付けること。

(2) 各計器は、整然と配列し、その直近下方には、バルブ、コック等を取り付けること。

(3) 計器は、次のとおりとし、両側に設けること。

ア 泡消火薬液連成計  $\phi 100\text{ mm}$ （基準点0は計器部中央で指示し、真空最高目盛0.1 Mpa、有圧最高目盛2.0 Mpa以上のもの）

イ 泡消火薬液圧力計  $\phi 100\text{ mm}$ （有圧最高目盛3.5 Mpaのもの）

ウ 泡消火薬液流量計（デジタル式：0～300ℓ/min）

エ 泡消火薬液流量積算計（デジタル式でリセット可能なもの）

オ 電子式液量計

カ その他構造上必要と認められるもの

(4) 計器はステンレス板に取り付けること。

(5) 泡消火薬液流量計は、左右の泡消火薬液流量をそれぞれ別個に表示すものとする。

(6) 泡消火薬液流量積算計は、左右の流量計の合計値を表示すものとする。

(7) 泡消火薬液流量計及び流量積算計のスイッチは、すべて、シャシーのトランスミッションPTOに連動してON、OFFできるように適切に配線すること。

(8) 液量計は透明アクリル管式液量計及び電子式の両方を設けること。

## 6-10 安全装置

- (1) ギアポンプへの自動給油装置を取り付けること。
- (2) 配管の自動エア抜装置を取り付けること。
- (3) 吐出配管には、安全弁を設けて圧力異常の場合の安全装置とすること。
- (4) 自動送液制御装置には、緊急停止装置（警報付）を設けること。
- (5) 各自動装置は、手動でも操作を行えるようにすること。

## 7 車体の構造及び架装

### 7-1 構成

- (1) 車体は、ギアポンプ、泡消火薬液タンク、ギアポンプ操作部及び資機材収納ボックス等で構成されるものとする。
- (2) 泡消火薬液タンク受け台は、シャシーフレームに確実に固定すること。
- (3) 車体は、走行中の振動及びねじれ等に十分対処できるようにすること。
- (4) 車体上部は、次のとおりとする。
  - ア アルミ縞鋼板張り（キャブを除く）とし、作業が容易にできるようフラットに仕上げること。
  - イ 泡消火薬液タンク上部の周縁には、次のとおり二段組パイプ枠を取り付けること。
    - (ア) アルミ鋳物製の支柱
    - (イ)  $\phi 25\text{mm}$ のステンレス製パイプ
  - ウ 車体上部（ギアポンプ操作部上方）の適切な位置に、ホース等の資機材収納用として $1,000\text{mm} \times 1,600\text{mm}$ 程度の二段組パイプ枠を取り付けること。  
なお、材質は、上記イと同様であること。
- (5) 各ボックスは、各種資機材を整然と収納し、かつ、容易に取り出すことができるようにすること。
- (6) フェンダーは、洗浄の際に泥土の残らない構造とし、タイヤチェーンの脱着が迅速確実にできるものであること。
- (7) 泥よけはゴム製とし、各車輪の外側に吊すこと。
- (8) 骨組みをシャシーに取り付ける場合で重要な部分のボルトには、ダブルナットを使用すること。
- (9) 後部フェンダー及びバッテリーボックスは、内部からの泥砂及び雨水等が浸入しないように、次のようにすること。
  - ア シャシーフレームとボックスの上は、鋼板で完全に仕切ること。
  - イ 後部フェンダーの内側も、上記アと同様に鋼板で完全に仕切ること。
  - ウ 上記ア及びイは、シーリング及び塗装等について、特に注意を払うこと。
- (10) ギアポンプ操作部、資機材収納ボックス及びバッテリーボックスの材質は、JIS規格SS400mm以上の強度を有するもので、板厚が $2.3\text{mm}$ 以上のものを使用すること。

### 7-2 ギアポンプ操作部

- (1) ギアポンプ操作部は、キャブと泡消火薬液タンクの間設けること。
- (2) ギアポンプ操作部の扉は、軽合金製シャッター（手動上下開閉式）とし、押ボタン式ダブルハンドル（施錠機能付）を取り付けること。
- (3) 各種計器の交換、点検及び修理が容易に行えること。
- (4) シャッターの開口部は、有効開口面積が最大となる構造とし、シャッターを支える柱を適切な間隔に設けること。
- (5) 床面はアルミ保護板張りとし、排水を考慮して適切な立ち上がりとし、立ち下がりをつけること。
- (6) 上記(3)の床面は、内径 $15\text{mm}$ 程度の水抜き用穴（ドレーンパイプ付）及び傾斜をつける等、水が溜まることのないよう確実に排水できる構造とすること。

### 7-3 資機材収納ボックス

(1) 位置

- ア ギアポンプ操作部一体型（軽合金製シャッター式）
- イ ホイールベース間右側（下ヒンジ式扉）
- ウ ホイールベース間左側に引き出し式バッテリーボックス（横ヒンジ式扉）
- エ 泡消火薬液タンク両側に吸液管収納ボックス（下ヒンジ式扉）

(2) 構造

- ア 泥砂及び雨水等の進入を有効に防止できる構造とすること。
- イ 底部は、内径15mm程度の水抜き用穴（ドレインパイプ付）を設けるとともに、水が溜まることのないよう確実に排水できる構造とすること。
- ウ 棚ごとにアルミ合金製器具収納箱（以下「器具収納箱」という。）及び取り外し可能な合成樹脂製スノコ板を設けること。（バッテリーボックス及び資機材固定装置の取り付け部等は除く。）
- エ ホイールベース間右側資機材収納ボックスの下ヒンジ式扉は、チェーンレス構造とし、ステップとして使用するための十分な強度を有した構造とするとともに、内側にはアルミ縞鋼板を張ること。
- オ 下ヒンジ式扉は、狭隘路での使用を考慮して、展開時の車体からはみ出し幅を努めて少なくなる構造とすること。
- カ 戸当部には、緩衝用ゴムを張ること。
- キ シャッターには、施錠装置及び取っ手を取り付けること。
- ク ヒンジ式扉には、施錠装置及び取っ手を各2箇所取り付けるとともに、フランス落としを両側に取り付けること。
- ケ 施錠装置の開錠用鍵は、努めて共通とすること。
- コ 扉には、ストッパーを取り付けること。
- サ 引出装置の施錠装置は、収納物の重量を考慮した強度を有するとともに、工具を使用しないで、施錠及び解除ができること。

(3) ギアポンプ操作部一体型

- ア ギアポンプ操作部と一体型とし、寸法は、消防用ホースをはじめとする各種積載品を確実に収納できるよう最大限有効にとること。
- イ 内部は、上下2段とし、上段と下段前方（キャブ側）は資機材収納部、下段後方（泡消火薬液タンク側）はギアポンプ操作部とすること。
- ウ 内部の資機材収納部は、中央間仕切りのない構造とすること。
- エ ボックス上部には、各種計器等の点検及び整備に適した大きめの扉を設けること。なお、扉は、雨水等の浸入しない構造とすること。
- オ 上段は、器具収納箱を取り外せば消防用ホースを増載できる構造とすること。また、器具収納箱及び消防用ホースの取り出しが容易にでき、扉解放時にホース等が落下しないよう展開式手摺りを設けるとともに走行中の振動等による荷崩れ防止のための締め付けベルトを有効に取り付けること。
- カ 車両右側下段には、引き出し式の積載装置を設け、媒介金具等の積載品を収納できる器具収納箱を取り付けること。
- キ ボックス上部は、作業が容易にできるようフラットに仕上げることとともに、アルミ縞鋼板張りとする。

(4) ホイールベース間右側

- ア 発動発電機、コードリール及び投光器を積載すること。
- イ 寸法は、これらの積載品を確実に収納できるよう最大限有効にとるとともに、引き出し式の積載装置を設けること。

(5) ホイールベース間左側（バッテリーボックス）

- ア 170F51を2個収納できること。

- イ バッテリーを一括して引き出しできる装置を設けること。
- ウ 収納するバッテリーの向きは、引き出し時において両方のバッテリーの液量等が確認できる方向とすること。

(6) 泡消火薬液タンク両側（吸液管収納ボックス）

- ア 収納する吸液管は口径が50mmで長さが2.5mのものとし、片側2本ずつの合計4本が収納できること。
- イ 扉は2分割以上とすること。
- ウ ボックスの上面はすべてアルミ縞鋼板とし、端は折り曲げて適切な立ち上がり及び立ち下がりをつけること。

7-4 ステップ及び昇降用はしご等

(1) ステップ

- ア 後部にボックス状のステップを設けること。
- イ ステップは、堅牢で乗降の容易な構造とすること。
- ウ ステップの上面、立ち上がり部及び立ち下がり部には、アルミ縞鋼板を張ること。
- エ ステップの後方下部に、緩衝用の厚手のゴムを張ること。
- オ ステップの奥行きは、200mm以上を確保すること。
- カ ステップには、折りたたみ式足掛け（アルミ製）を2箇所取り付けすること。
- キ 各昇降部には、パイプ式取っ手及び折りたたみ式取っ手（ステンレス製）を設けること。
- ク ステップの取り付け位置は、急な坂道の走行にも対処できるように留意すること。

(2) 昇降用はしご（固定式）

- ア 位置は、泡消火薬液タンク両側とする。
- イ 材質はステンレス製鋼管とする。
- ウ 主かん及び横さんは、口径25mm程度とする。
- エ 横さんの間隔は、300mm程度とし、主かんは車体上部より高くすること。
- オ 蹴込み部分には、アルミ製縞鋼板を張ること。
- カ 横さんの踏み面には、滑り止めとしてアルミ縞鋼板を加工し取り付けすること。

(3) 折りたたみ式足掛け

- ア 位置は、ギアポンプ操作部一体型資機材収納ボックスの両側とし、適切な間隔に取り付けること。
- イ 材質はアルミ製とし、蹴込み部分には、アルミ縞鋼板を張ること。

(4) けん引フック

- ア 車体前後にトウフックを各1個設けること。
- イ 後部のトウフック取付部は、けん引に支障のない大きさの開口部（扉付）を設けること。

(5) その他

- ア ホイールベース間には、必要に応じ次のような巻き込み防止用パイプを数段設けること。
  - (ア) 巻き込み防止用パイプは、ステンレス製のパイプとする。
  - (イ) バッテリーボックス収納ボックス、燃料タンク取付部及び各種操作バルブ取付部は、操作等に支障のないよう取り付けすること。
- イ 車体の適切な位置に、スパナ、金てこ、剣先スコップ等の固定装置を設けること。
- ウ 必要に応じて各資機材収納部には、アルミ縞鋼板を取り付け、塗装剥離のないようにすること。

8 電装品

8-1 照明装置

- (1) 泡消火薬液タンク前方上部両側に取り付けるとともに、走行振動に十分耐えられる

構造とし、確実に車体へ固定すること。

- (2) 24V-400W程度のLEDタイプとすること。
- (3) 回転、ふ仰及び伸縮操作が可能であること。(手動式)
- (4) 外部スイッチを車体前方の適切な位置に設けること。

#### 8-2 サーチライト

- (1) 取り付け位置は、泡消火薬液タンク後方上部両側とすること。
- (2) 電球は、24V-75W相当のLED(散光式)とすること。
- (3) 回転及びふ仰操作が可能であること。(手動式)
- (4) 外部スイッチを車体後方の適切な位置に設けること。

#### 8-3 作業灯

- (1) 作業灯は、LEDタイプとすること。
- (2) 取り付け位置は、泡消火薬液タンク前方及び後方の上部(左右)、車体後面上部(左右)とすること。
- (3) 専用の台座を作製するとともに、バランスを考慮し有効に取り付けること。
- (4) 台座は、作業灯本体の重量及び車両走行中の振動等に十分耐えられるよう適切に補強を行うこと。
- (5) 防水及び車両のメンテナンスに支障のないよう取り付けすること。
- (6) 外部スイッチ(系統別)を車体後方の適切な位置に設けること。

#### 8-4 その他の照明灯

- (1) 次の箇所には、照明灯を取り付けること。
  - ア ギアポンプ操作部(LEDタイプとし、効果的に取り付けすること。)
  - イ 透明アクリル管式水量計(ガード付)
  - ウ ギアポンプ操作部下方の各種バルブ及びコック操作部(LEDタイプとし、効果的に取り付けすること。)
  - エ クレーン操作部(LEDタイプとし、効果的に取り付けすること。)
  - オ キャブ床下の冷却水バルブ等の取り付け位置
  - カ 資機材等収納ボックス内
    - (ア) 照明灯は、LEDタイプとし、効果的に取り付けすること。
    - (イ) 扉の開閉により点灯する個別のリミットスイッチ等を設けること。
  - キ エンジンルーム(24V-12W程度)
  - ク その他構造上必要と認める箇所
- (2) キャブ内の架装関係スイッチボックスに、メインスイッチを取り付けること。
- (3) 車体後部の左右に運転席から視認できるようにサイドマーカーランプ(LEDタイプ)を取り付けること。
- (4) 路肩灯(ガード付)
  - ア 後輪付近(両側)の適切な位置に設けること。
  - イ バス型路肩灯は、保安基準認定品(LEDタイプ)とすること。
  - ウ ツバ付路肩灯は、保安基準認定品とすること。

#### 8-5 サイレン等

- (1) 電子サイレン
  - ア アンプは、50W以上で電子サイレン、電子警鐘、拡声機能及び音声合成機能を持つものとする。
  - イ 当局が別途指示する消防用広報メッセージを拡声できること。
  - ウ 出動予告スイッチ、渋滞通過スイッチ及び音声合成キャンセルスイッチを本体と分離して設置すること。
  - エ 電子サイレン用のスピーカーは2個とし、散光式赤色警光灯に内蔵する専用スピーカーとすること。

オ ポンプ操作盤周辺（両側）の適切な位置に電子サイレンアンプ用のマイク格納ボックスを設けること。（車外無線送受信器収納ボックスと兼用可）

なお、キャブ内の電子サイレンアンプをこのマイクにより、リモートコントロールして外部拡声ができるようにすること。

カ 上記オの配線について、2個のマイクから電子サイレンまでそれぞれ別個の配線をする。（マイクと電子サイレンの途中で結線しないこと）

## (2) モーターサイレン

ア モーターサイレンは、キャブ上の散光式警光灯装置内蔵型とすること。

イ スイッチは、ダッシュボード付近の適切な位置に2箇所設けること。

ウ 自動吹鳴装置及びテスト用減音装置を取り付けること。

## 8-6 警光灯類

### (1) 赤色警光灯は次のとおりとすること。

ア キャブ上の赤色警光灯は高輝度LED型散光式赤色警光灯とすること。

イ キャブ上方前部の適切な位置に取り付けること。

ウ キャブ上に専用の台座を作製し取り付けること。

エ キャブ及び台座は、散光式赤色警光灯本体の重量及び車両走行中の振動等に十分耐えられるよう適切に補強を行うこと。

オ キャブ及び台座は、散光式赤色警光灯本体のメンテナンスを十分考慮した構造にすること。

### (2) 赤色点滅灯は、次のとおりとすること。

ア 赤色点滅灯は高輝度LED型とすること。

イ キャブフロントパネル（左右）、泡消火薬液タンク前方及び後方の上部（左右）、車体後面上部（左右）とすること。

ウ 専用の台座を作製するとともに、バランスを考慮し有効に取り付けること。

エ 台座は、作業灯本体の重量及び車両走行中の振動等に十分耐えられるよう適切に補強を行うこと。

オ 防水及び車両のメンテナンスに支障のないよう取り付けること。

## 8-7 保護枠

(1) 照明装置、サーチライト、赤色点滅灯及び作業灯には、ステンレス製保護枠を取り付けること。

(2) 車体取り付けの外部スイッチには、ステンレス製保護枠を取り付けること。

(3) その他構造上必要と認める箇所

(4) 保護枠は、架装状況等により当局の判断において設けないことができること。

## 8-8 無線雑音防止装置等

(1) 各電装品は、無線障害の原因とならないものを使用すること。

また、その虞がある製品には、セラミックコンデンサーを取り付けるなど有効な防止対策をとること。

(2) 次の箇所にはボンディングアースを取り付けること。

なお、アース線は基本的に平織のアース線とし、金属で両側端末を処理したものとする。

ただし、樹脂コート等によりその効果が期待できないもの及び取付の必要がないと認められる場合については、当局の判断において除くことができる。

ア エンジンブロックとシャシーフレーム

イ ラジエターとシャシーフレーム

ウ ミッションケースとシャシーフレーム

エ オルタネーター（レギュレーターを含む）とシャシーフレーム

オ キャブとシャシーフレーム

カ キャブとドア

キ サスペンションとシャシーフレーム

#### 8-9 架装関係スイッチ（詳細は別途指示）

- (1) 架装系のメインスイッチを専用の集中スイッチパネルに集約すること。
- (2) 取り付け位置は、キャブ内の適切な位置とすること。
- (3) 使用電気容量に十分見合うものとすること。
- (4) スイッチには、「名称」と「ON/OFF」を明記（絵表示等でも可）した銘板を取り付けること。
- (5) 各スイッチは、赤色確認灯付とすること。
- (6) 作業灯のメインスイッチ及びP T O作動確認灯を設けること。

#### 8-10 ドライブレコーダー（支給品）

キャビン内前方窓の適切な位置にドライブレコーダーを設置すること。

### 9 無線機関係及びA V M関係

- (1) 無線機用アンテナ及びケーブル（260MHz・400MHz）

ア 無線機用のアンテナをキャブの屋根にそれぞれ取り付けること。

イ アンテナからキャブ内助手席の足元前方まで、アンテナ用ケーブル（5 D 2 V）を敷設すること。

なお、ケーブル敷設は、露出のないように適切に行い、端末は、約2 mの余長をとること。

ウ 専用のL型接続コネクタにより、アンテナ本体とケーブルを接続すると共に、接続部が外部に露出しないこと。

エ 取り付けに当たっては、アンテナ基台部のアースを十分に確保し、漏水及び防錆対策を十分に行うこと。

- (2) 無線機本体、及び付属機器の取り付け用のブラケット（金属製台座）を作成し、ダッシュボード周辺の適切な位置に取り付けること。

なお、取付面の大きさは、幅450 mm以上、奥行200 mm以上とし、適切に加工すること。

- (3) 当局が別途支給するA V M（車両動態表示装置）端末機器（補助端末含む）に支障がないよう調整すること。

補助端末は、車外無線送受信器収納ボックス内に取り付け予定。

- (4) 無線装置一式（260MHz）を別紙1「消防業務用超短波無線電話装置等仕様書」のとおりに取り付けること。

### 10 塗装等

#### 10-1 素地調整

- (1) 塗装、シーリング、文字記入等を実施する前には、すべて油分の汚れを取り除く等の下地の調整を十分に行うこと。
- (2) 金属については、錆等の腐食部分を完全に除去すること。
- (3) 溶接部分については、残渣その他焼けた塗料等を完全に除去すること。
- (4) パテを使用する部分は、素地調整を十分に行い、専用の接着剤を用いてパテを接着すること。
- (5) コーキング及びシーリング等を行う場合は、素地調整を十分に行い剥離等を起こさないようにすること。

#### 10-2 塗装要領

- (1) 朱色塗装は、素地調整を十分に行い、プライマー塗り、水研ぎ及びサーフェサー塗等を実施後、上塗りを3回以上行い、塗装面を滑らかにすること。
- (2) パテを使用する部分は、パテが十分に乾燥してから塗装を行うこと。
- (3) 朱色塗装部分等の外観部分は、基本的に鏡面仕上げ材による磨き及び艶出し加工仕

上げを行うこと。

ただし、シャッター部分は除くこと。

- (4) ポンプ本体及び配管等は、素地調整を十分に行い、確実な上塗りを行うこと。
- (5) その他の塗装については、素地調整を十分に行ってから、上塗りを3回以上行うこと。

#### 10-3 塗装種別

- (1) 外装は、指定する部分を除きすべて朱色塗装（当局指定色ウレタン系塗料）とすること。

なお、メーカー指定色がある場合は、事前に当局と協議し了解を得ること。

- (2) 車体上部（キャブを除く）は、銀色系に統一すること。
- (3) タイヤ用ディスクホイールは、純正色のままとし再塗装しないこと。
- (4) ポンプ本体及び配管等は、淡青色とすること。
- (5) 泡消火薬液の配管は、黄色とすること。
- (6) ボックス内側は、朱色以外の統一色とすること。
- (7) 燃料配管及び特に注意を要する箇所は、赤色とすること。
- (8) その他の部分は、すべて黒色とすること。
- (9) バッテリーボックス内側は、耐酸物質で被覆すること。

#### 10-4 特殊防錆塗装

次の箇所には、上記塗装の他、特殊防錆塗装（ジールコート塗装又は同等以上の性能の防錆塗装）を行うこと。

- (1) キャブ下廻り及びキャブ立ち上がり部
- (2) ドア内側
- (3) フェンダー内側
- (4) シャシー下廻り
- (5) 下部収納ボックスの袋状扉の内部
- (6) 架装下廻り

#### 10-5 メッキ

塗装しない部分（アルミ部分及びステンレス部分を除く）の金属部分は、すべて良質のクロームメッキ処理をし、錆止剤を塗ること。

なお、クロームメッキ処理をする部分は、次のとおりとすること。

- (1) 扉の取っ手
- (2) ロープフック
- (3) 積載装置の可動部分
- (4) 計器類
- (5) 各種操作レバー
- (6) キャブグリル

### 11 記入文字等の標示

#### 11-1 記入文字

- (1) 書体は、丸ゴシックとし、体裁よく配列すること。
- (2) 記入箇所及び文字は、次のとおりとすること。

なお、「(車両略号)」については、塗装工程前までに当局より別途指示する。

記入箇所	記入文字	色	大きさ(mm)	記入方向
キャブ両側面	仙台市消防局	白	120×120	向かって左側から記入

キャブ両側面	(車両略号)	白	100×90	〃
泡消火薬液 タンク両側	泡原液搬送車	白	100×100	〃
車体後面	仙台	白	100×100	〃
〃	泡原液搬送車	白	100×100	
〃	(車両略号)	白	100×90	〃
標 識 灯	(車両略号)	黒	60×60	〃
キャブ前面 (フロントガラス右下)	仙台	白	80×80	〃
キャブ屋根	(車両略号)	白	800×500	進行方向に向かって左側から記入

(3) 記入文字の材質は、フィルムとし、住友スリーエム製スコッチカルコントロールタック（反射を除く）、又は同等以上の性能があるものとし、フィルム表面には、クリア加工の処理をすること。

#### 11-2 ラインマーク等

車体両側に、英語表記及びラインマークを貼付すること。（詳細の配置位置、標示文字等については別途指示。）

#### 12 銘板等

銘板等の取り付けは、次のとおりとすること。（本仕様書において別途指示してあるものを除く）

- (1) スイッチ類には、「名称」及び「ON/OFF」の表示をすること。
- (2) 計器類には、名称を表示すること。
- (3) バルブ、コック類には、名称及び開閉方向を表示すること。
- (4) エアブレーキの水抜き栓には、すべての箇所に名称を表示すること。
- (5) 操作装置は、名称及び操作方向等を表示（絵表示でも可）すること。
- (6) 燃料給油口には、油種表示をするとともに、外部から確認しやすいよう最外面に「給油口」と表示すること。
- (7) 泡原液搬送車の受託試験の鑑定合格の銘板を適切な位置に取り付けること。

#### 13 反射テープ

##### (1) 車体側面及び後面

ア 再帰性に富んだ反射材を貼ること。（赤色）

イ 再帰性に富んだ反射材は、住友スリーエム製PX9472と同等以上の性能があるものとする。

##### (2) キャブのすべての扉及び資材収納部の扉（シャッター式扉は除く）

ア 扉開放時、扉が開放していることが確認できるように扉の側面に反射テープを取り付けること。

イ 反射テープは、住友スリーエム製スコッチライト（高輝度タイプ981-71型）、又は同等以上の性能があるものとする。

ウ 反射テープの色は、白、又は黄色系統とし、統一すること。

#### 14 取付品、積載品及び付属品

- (1) 車両とともに納入する取付品、積載品及び付属品は、別表のとおりとし、この仕様書で指定するもの以外で公表された標準添付品は、すべて納入すること。

- (2) 別表で指定する積載品には，次のとおり文字を記入すること。
- ア 書体は，丸ゴシックとすること。
  - イ 大きさ及び色については，適宜とすること。
  - ウ 確定していない記入文字については，塗装工程前までに当局より別途指示する。

別表1 取付品一覧表(車両1台当たり)

番号	品名	数量	備考
1	消防章(φ150mm真鍮製)	1個	全体をクロームメッキ処理し、中央を切り込み、金メッキ処理した真鍮製の仙台市章を埋め込んだもの
2	照明装置(LED)	2台	木村工作所製 KLED400(SUSガード付) 又は 同等以上の性能のもの
3	サーチライト(散光型)	2台	佐藤工業製SP-Q-14(24V-75W相当LED散光式) 又は 同等以上の性能のもの
4	モーターサイレン	1式	本体1台 大阪サイレン製 前部開放5SA型、又は 同等以上の性能のもので、警光灯装置内蔵型、付属装置1組
5	散光式赤色警光灯	1式	本体1台 大阪サイレン製 NF-LL-VJ2M-LC2 又は 同等以上の性能のもの、付属装置1組
6	赤色点滅灯(前)	1式	大阪サイレン製 LFA-200 又は 同等以上の性能のもの
7	赤色点滅灯(側・後)	6個	側面4個:大阪サイレン製 LFA-200(SUSガード付) 後面2個:大阪サイレン製 LFA-200(SUSガード付) 点滅装置:大阪サイレン製 LV-8 又は 同等以上の性能のもの
8	作業灯(側・後)	6個	側面4個:大阪サイレン製 LIA-200(SUSガード付) 後面2個:大阪サイレン製 LIA-200(SUSガード付) 又は 同等以上の性能のもの
9	集中スイッチパネル(架装用)	1式	本体1台、大阪サイレン製 SBW-D1 又は 同等以上の性能のもの、付属装置1組
10	電子サイレンアンプ	1式	本体1台、大阪サイレン製 TSK-D152 又は 同等以上の性能のもの、付属装置1組
11	マイク	1個	大阪サイレン製 MC-D1L 又は 同等以上の性能のもの
12	スピーカー	2個	散光式警光灯内蔵型 50W
13	不凍液注入装置	1式	本体1個(容量200cc以上)、付属装置1組
14	バス型路肩灯	2個	保安基準認定品(LEDタイプ)
15	ツバ付路肩灯	2個	保安基準認定品(24V-25W程度)
16	時計	1台	リズム時計製 大型デジタル時計8AD852型(埋込型) 又は 同等以上の性能のもの
17	FM・AMラジオ	1台	シャシーメーカー純正品 又は 同等以上の性能のもの
18	冷暖房装置	1式	シャシーメーカー純正品 又は 同等以上の性能のもの
19	サンバイザー	2個	運転席及び助手席用
20	サイドバイザー	1式	ステンレス製
21	バクトーク	1式	キャビン内ならびに車両後方間の相互通話が可能でかつ明瞭に聞き取れる性能のもの

番号	品名	数量	備考
22	バックアイカラーカメラ	1 式	市光工業製 XC-220A, カメラプロテクター付 又は 同等以上の性能のもの
23	カラーモニター(バックアイカラーカメラ用)	1 式	市光工業製 XT-900 又は 同等以上の性能のもの
24	バックライト	2 個	シャシーメーカー純正品 又は 同等以上の性能のもの
25	バックブザー	1 式	ブザー1組, サイレンアンブ内蔵の音声警告1組(右折, 左折, 後退), 付属装置1組
26	フレキシブルルームランプ	1 個	LEDタイプ
27	無線機・AVM等	1 式	無線機アンテナ 260MHz 2組 日本アンテナ製 WH-BAN-M6-09&ELS-500型 又は同等以上の性能のもの, 配線等各2組
		1 式	無線装置260MHz(支給品) 別紙1「消防業務用超短波無線電話装置(P)仕様書」のとおり
		1 式	AVM装置(支給品) 別紙1「消防業務用超短波無線電話装置(P)仕様書」のとおり
28	登録ナンバープレートフレーム(前・後)	1 式	ステンレス製
29	補助ウインカー(左・右)	各1個	キャブ後部付近
30	図面収納箱及び木箱	1 式	※別途指示
31	車外無線送話機ボックス(左・右)	各1個	縦350mm以上, 横200mm以上で奥行が150mm以上の鋼製(上面保護板貼り(キャブ後方設置の場合))
32	泡消火薬液ポンプ装置	1 式	
33	自動充電装置	1 式	本体1台 七宝電子工業製 SA-12PW-X(商用電源用キャプタイヤコード付) 又は 同等以上の性能のもの, マグネット式コンセント, 付属装置1組
34	ドライブレコーダー	1 式	KENWOOD製 DRV325 (支給品) ※ 支給品を取り付けること

別表2 積載品一覧表(車両1台当たり)

品名欄に「※」印があるものは基本的に取り付けを含み、文字欄に「○」印があるものは文字を記すること。文字の詳細については、本仕様書「第3 13 (2)」のとおりとする。

番号	品名	文字	数量	備考
1	※ 吸液管	○	4 本	吸管φ50mm×2.5m(φ65mm雌ネジ×φ65mm雌ネジ)
2	※ ドラム缶吸液ピックアップ	○	1 式	上記1の吸液管の金具にて使用可能なもの
3	※ 泡原液ドラム缶開栓工具	○	1 式	泡原液ドラム缶を開閉可能なもの
4	※ 車輪止	○	2 個	中型 (ゴム製取っ手付 黄色)
5	※ 消火器(検定品)	○	2 本	粉末ABC20型車両用
6	消防用ホース	○	6 本	φ65mm(雌ネジ×雌ネジ)×20m, なお, ホース保護具には反射材を取り付けるとともに, その色及びホース結合金具付近の表示については, 別途指示する。)
7	※ 分水器		1 個	φ100mm(雄ネジ)×φ65mm(雄差し込み2口)
8	※ 媒介金具		2 個	φ100mm用(雄ネジ)×φ100mm用(雄ネジ)
9	※ 媒介金具		2 個	φ100mm用(雄ネジ)×φ65mm用(雌差し込み)
10	※ スパナ	○	2 個	φ65mm用
11	※ 吸液管媒介金具(軽金属製)	○	4 個	φ65mm(雄ネジ×雄ネジ)
12	※ 金てこ	○	1 本	長さ800mm程度
13	※ 剣先スコップ	○	1 本	
14	※ 大ハンマー	○	1 本	10ポンドハンマー, 柄の長さ1,000mm程度で, 柄の材質が合成樹脂製のもの
15	※ ホースブリッジ	○	1 組	大阪ゴム製CB450型 又は 同等以上の性能のもの
16	※ 発動発電機	○	1 台	ホンダEU9i(燃料満タン) 又は 同等以上の性能のもの
17	※ 投光器	○	1 台	モリタ製 Nomad360 又は同等以上の性能のもの
18	※ コードリール	○	1 台	HAYATA製BWM-130K 又は同等以上の性能のもの
19	※ 燃料携行缶	○	2 缶	10ℓ入小林物産製KS10型(金属製縦消防法適合品) 又は 同等以上の性能のもの
20	※ 接続コード	○	1 式	自動送液制御装置用, 50mコードリール及び3mコード
21	ポンプ工具		1 式	ポンプメーカー標準品

番号	品名	文字	数量	備考
22	※ 特殊工具	○	1 式	TONE製 TSS4331及びMPT-CS 又は 同等品以上の性能のもの
23	携帯警報器	○	3 個	スーパーパスⅡ(落下防止ベルト付) 又は 同等以上の性能のもの

別表3 付属品一覧表(車両1台当たり)

番号	品名	数量	備考
1	スノコ板	1 式	合成樹脂製
2	フロアマット	1 組	キャブ内用とし、フットスイッチ等がある場合は、適切な穴あけ加工をすること。
3	愛車セット	1 組	ボディワックス(250g)含む
4	タイヤチェーン	1 組	SCC製ケーブルチェーン 又は同等以上の性能のもの
5	標準工具	1 式	シャシーメーカー標準積載品
6	点検ハンマー	1 本	1/4ポンド
7	キャプタイヤコード	1 本	オイルパンヒーター、タンク配管ヒーター及び自動充電装置のコードを兼ねたものとし、商用電源接続用キャプタイヤケーブル10mコンセント形式片側商用AC100V用平行2芯、片側大型マグネットコンセントのもの
8	非常信号用具	1 式	発炎筒1本、2色信号灯(マグネット付)1本、赤旗1本、非常停止板1枚 いずれも保安基準適合品
9	スペアタイヤ	1 本	ホイール付スタッドレスタイヤ(大きさが異なるものがある場合はそれぞれ各1本)
10	車輪止(待機用)	1 個	合成ゴム製、2mのロープ付
11	ワイヤーロープ	1 本	φ12mm×5m(端末は、輪に加工したもの)
12	予備シーラー	2 本	白と透明のもの各1本(チューブ入り)
13	ネジロック剤	1 本	スリーボンド製1401B型200g入り缶 又は 同等以上の性能のもの
14	予備電球	1 式	シャシーの取付数と同数(保安基準にかかるもののみ(ヘッドライトを除く))
15	予備ヒューズ (シャシー分含む)	1 式	ブレードヒューズは、種類別に各5個、その他は、種類ごとに各1個
16	補修用塗料	1 式	それぞれ500ccの缶入り(朱色、銀色) ※納入年度及び車両名を明記すること。
17	吸管蛍光バンド	10 枚	マジックベルト方式、幅100mm、長さ380mm程度
18	ホース漏水止めバンド	5 枚	マジックベルト方式(消防用ホース径50~65用)
19	シリコングリーススプレー	3 本	YONE製消防自動車用メンテナンスオイルスプレー(220cc入) 又は 同等以上の性能のもの
20	鍵	1 式	エンジンキー(ドアキー及び燃料タンク兼用)3本 架装部収納ボックス3本
21	泡薬液	1000ℓ	メガフォームAGF-T

# 消防業務用超短波無線電話装置等仕様書

平成31年度  
仙台市消防局

## 1 概要

本仕様書は、当局が購入する消防自動車に積載する「車載型超短波無線電話装置」（以下「車載無線装置」という。）及び「車載系データ端末装置」（以下「車載端末装置」という。）の仕様、設置機器等について必要な事項を定める。

## 2 車載無線装置

- (1) 発注者が別途指示する車両から以下の機器を撤去し、撤去した各機器を購入する車両に設置すること。設置位置については発注者と別途協議し、決定すること。
  - ア 車載型移動局無線装置…1台  
(富士通ゼネラル製 CM-2011D3/CM-2011D2 取付金具(マウントシャーシ CM-2011D)を含む)
  - イ 空中線共用器…1台
  - ウ ハンドセット…3台 (※車両により台数が変動する場合あり)  
(富士通ゼネラル製 MC-175A ハンドセットホルダ含む)
  - エ スピーカ…3台 (※車両により台数が変動する場合あり)  
(車内用1台、車外用2台)
- (2) 各機器間にケーブルを敷設すること。ケーブルは機器製造メーカーの純正品とし、受注者が新規に手配すること。
- (3) 各機器の設置に係る作業方法、作業日程及び作業場所等については、発注者の指示に従うこと。
- (4) 機器設置後に動作試験を行い、試験結果を発注者が指示する試験成績書に記載すること。進行波及び反射波は製造メーカーの保証範囲内とすること。

## 3 車載端末装置

- (1) 以下の機器を設置できるように車両内のスペースを確保すること。
  - ア PCユニット
  - イ LCDユニット
  - ウ カーアダプター
  - エ 外部スピーカ
  - オ 車載端末ユニット
  - カ 拡張 IFユニット
  - キ モバイル通信ユニット
  - ク モバイル通信アンテナ

ケ GPS アンテナ

コ 外部補助設定器

(2)各機器の設置数及び設置場所については、発注者が別途指示する。

#### 4 各機器の構成

車載無線装置及び車載端末装置の構成品、外観図等については別図のとおり。

#### 5 提出書類

引渡し時に以下の書類を提出すること。

(1) 機器構成一覧図（接続系統図、施工図）… 1 部

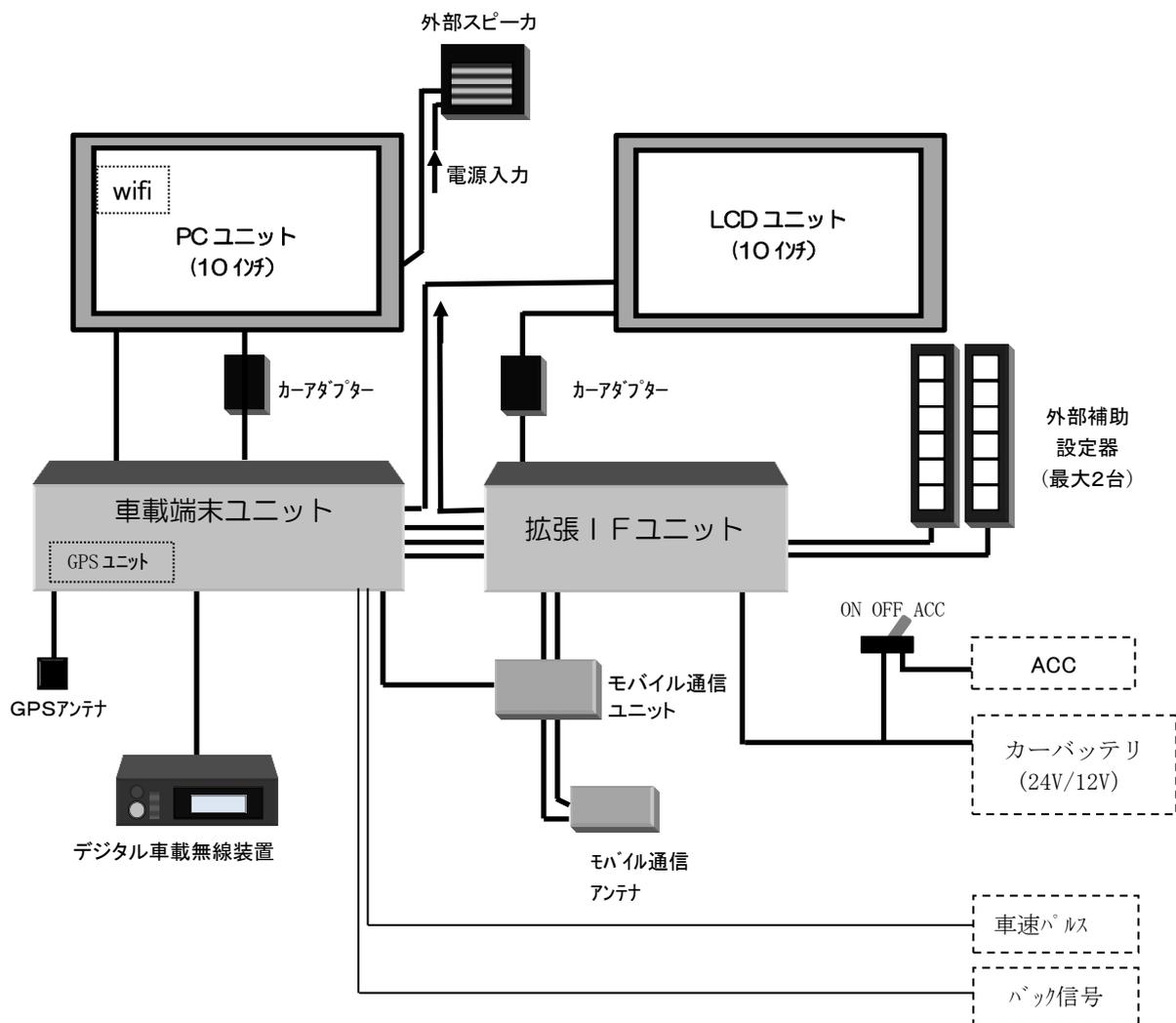
(2) 試験成績書… 1 部

#### 6 その他

(1) 仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上実施すること。

(2) 本仕様書に明記されていない事項であっても、当然に必要なものについては受注者の負担で処理すること。

# 車載システム系統図(参考)

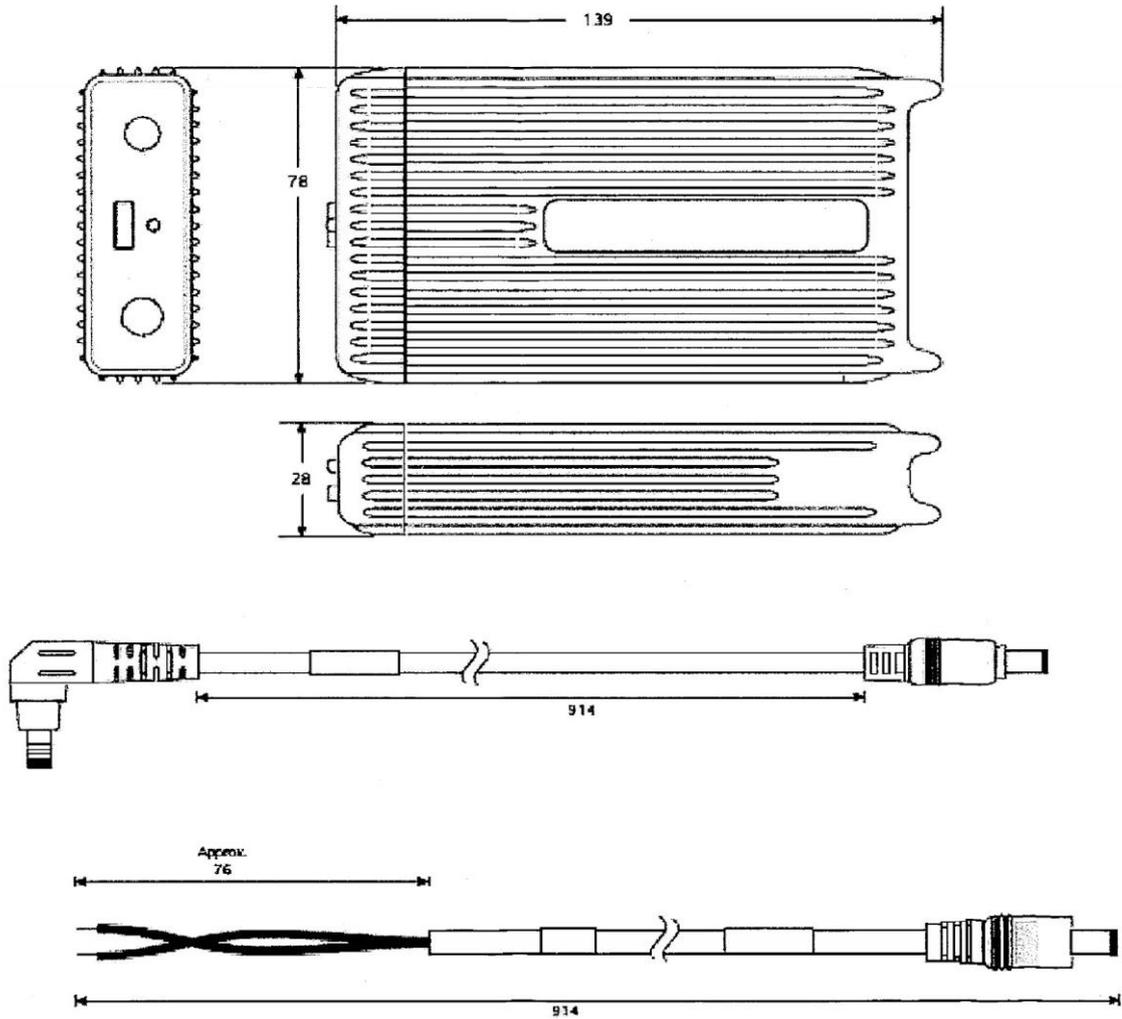


# 機器姿図(参考)

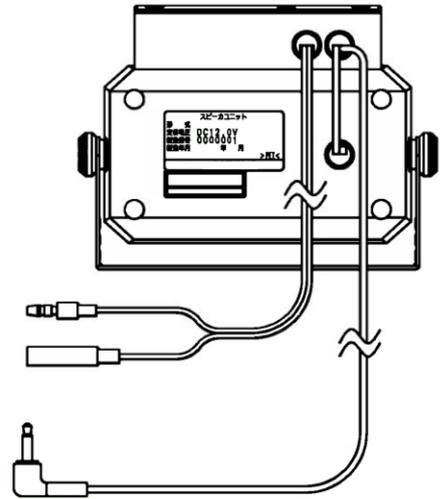
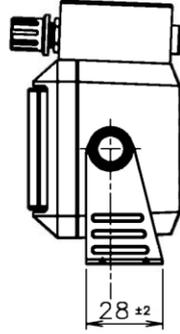
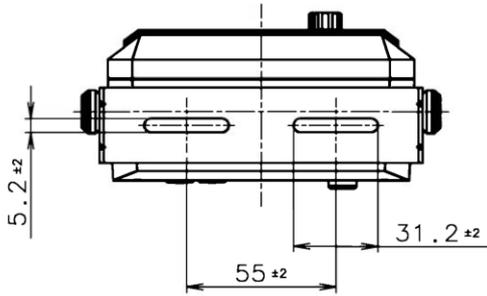
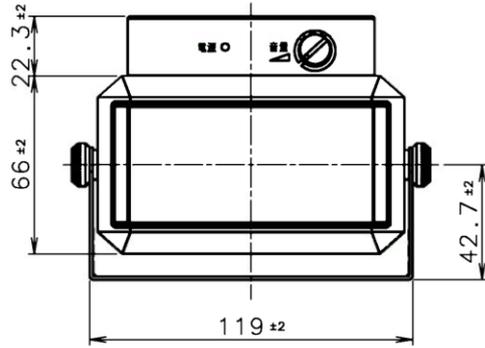
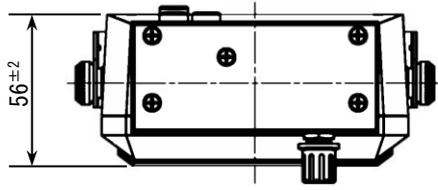
(1) PCユニット/LCDユニット (10.1インチ)



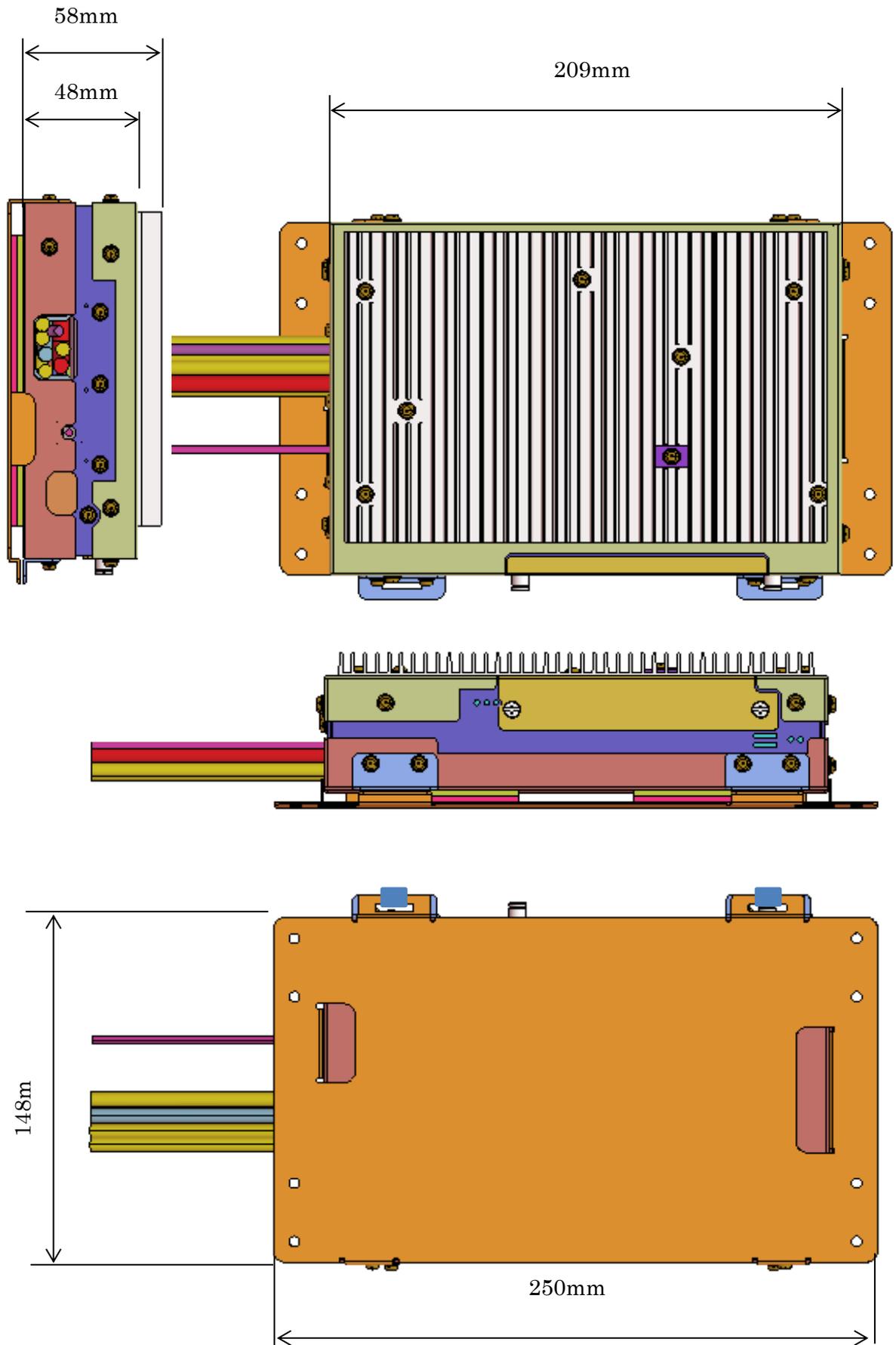
(2) カーアダプター



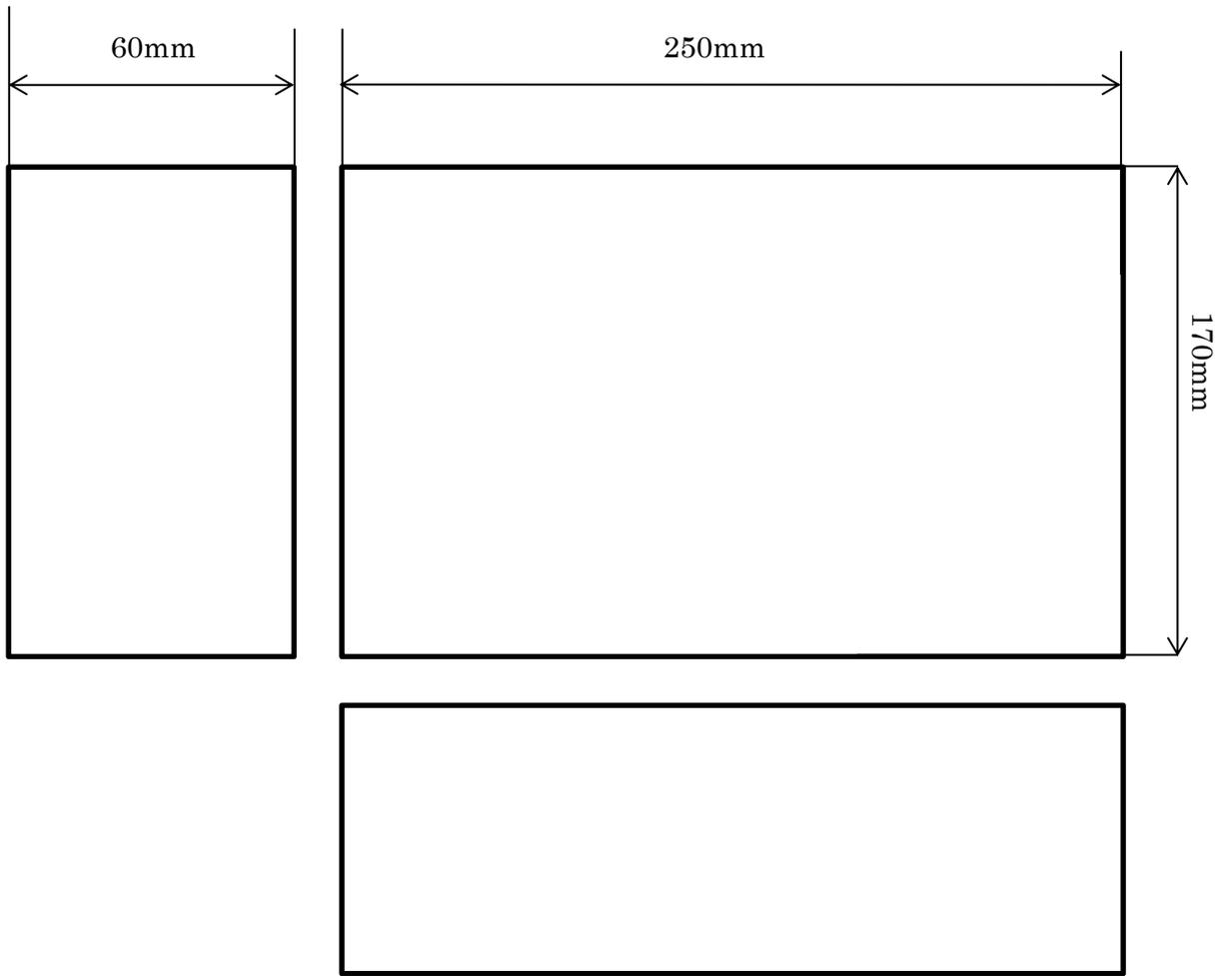
(3) 外部スピーカ



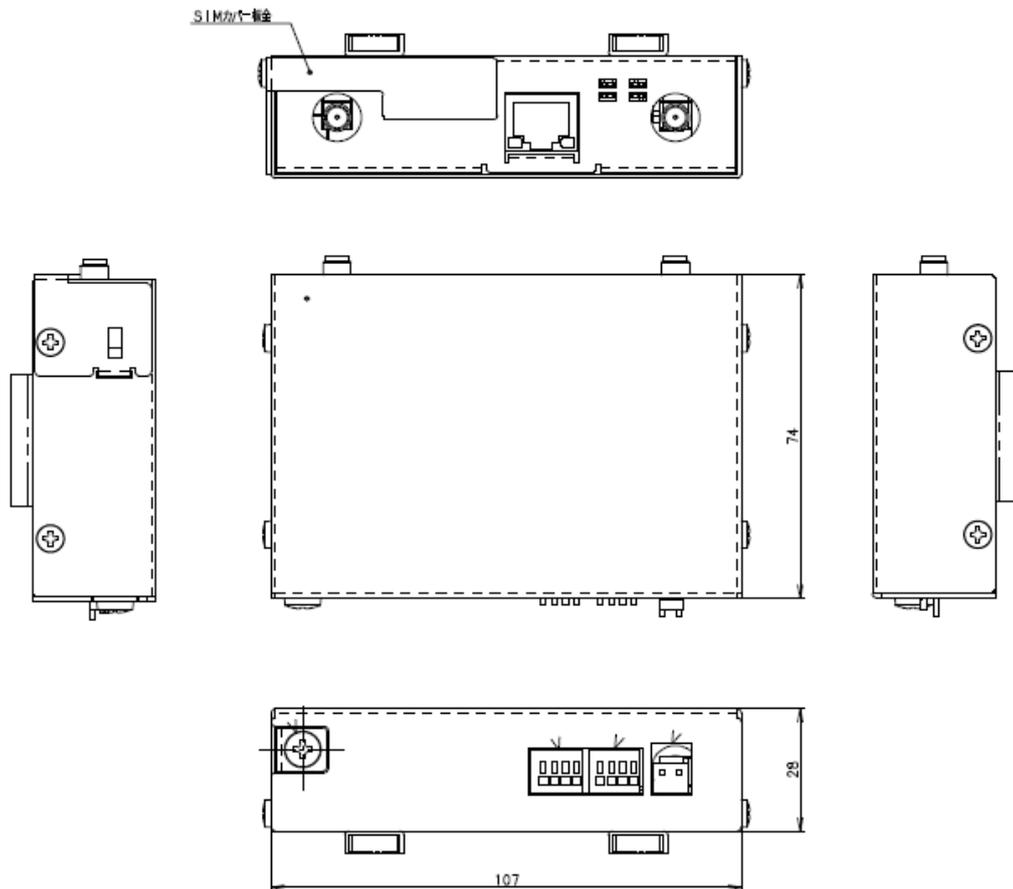
(4) 車載端末ユニット



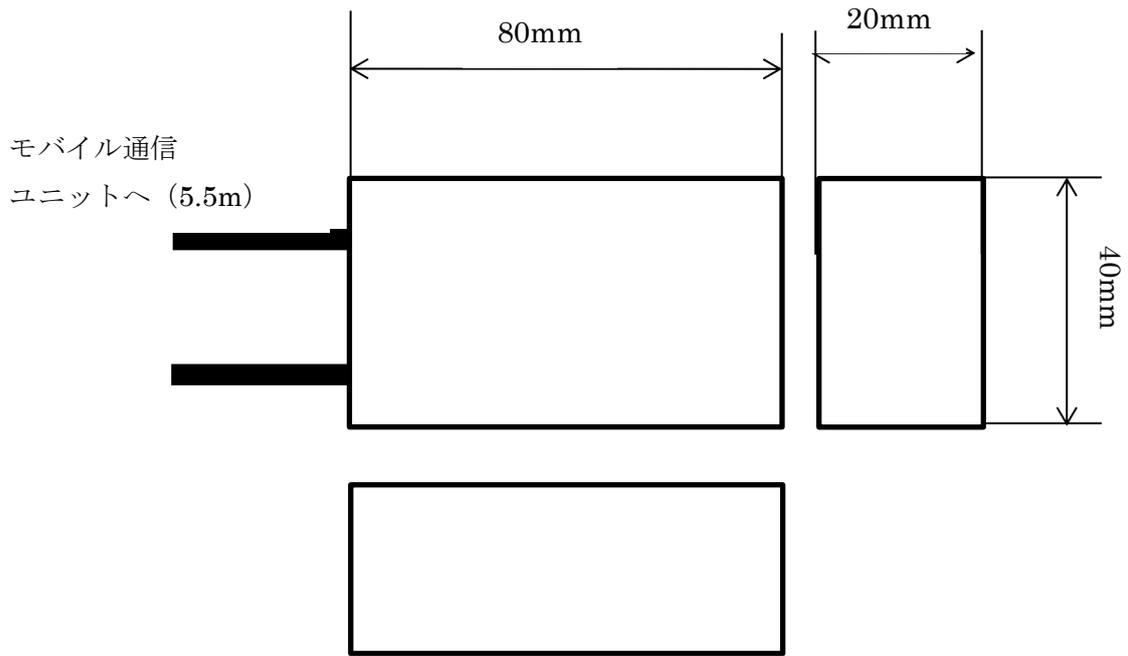
(5) 拡張IFユニット



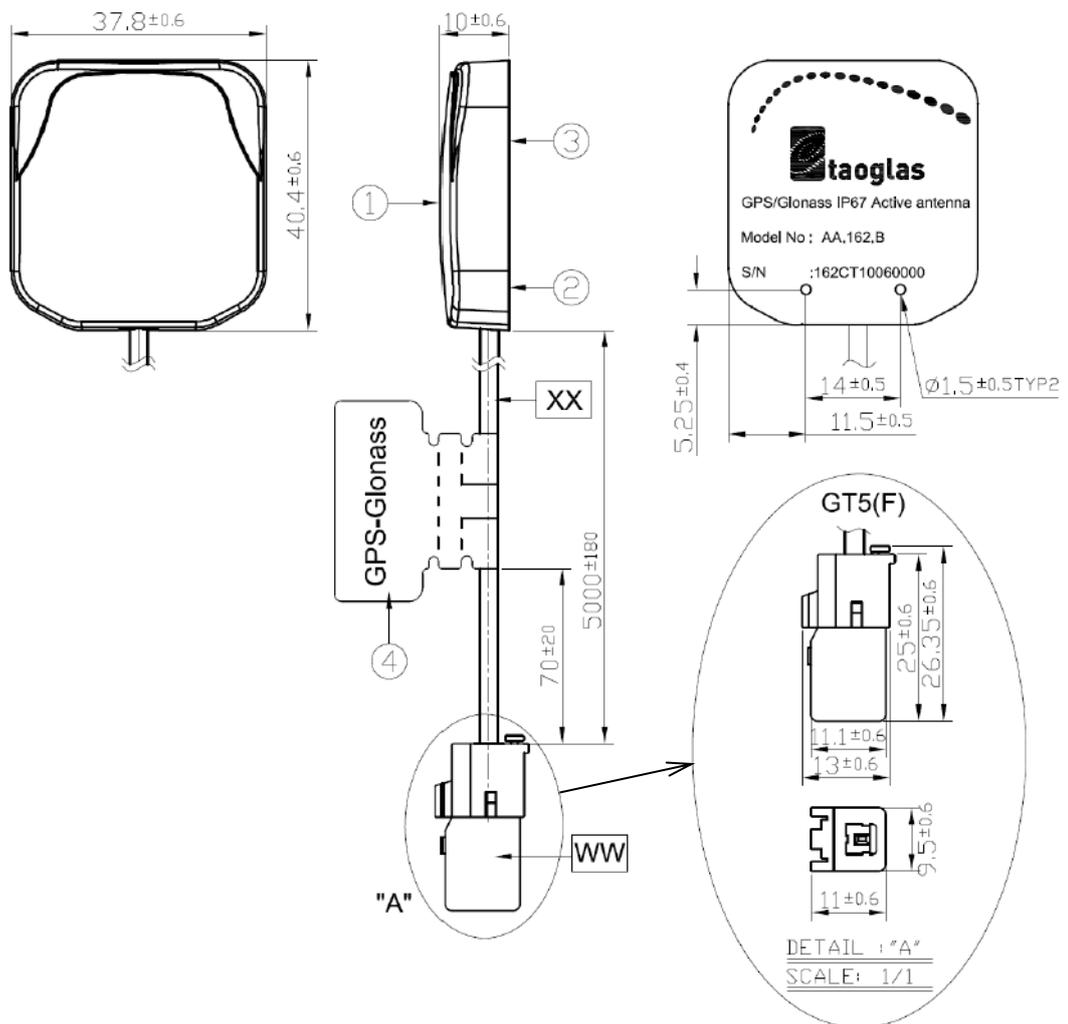
(6) モバイル通信ユニット



(7) モバイル通信アンテナ



(8) GPS アンテナ



(9) 外部補助設定器

